

2017 年度

学士論文

日本はなぜ TPP11 へと向かったか
～コンストラクティビズム的アプローチの射程～

一橋大学社会学部

田中拓道ゼミナール

<目次>

序章

1. 問題の所在	1
2. 先行研究	
(1)国際貿易理論	2
(2)国際関係理論	5
(3)アジア・太平洋地域の FTA	7
3. リサーチ・クエスションと仮説	9
4. 論文の構成	10

第1章 日本の通商戦略の転換

1. GATT への加盟	11
2. FTA の採用	13
3. 広域 FTA への拡大	
(1)アジア・太平洋地域	16
(2)ヨーロッパ地域	17

第2章 TPP への参加

1. TPP の誕生	20
2. 交渉参加後の日本	22

第3章 TPP11 への移行

1. アメリカの離脱に対する反応	
(1)カナダ	26
(2)ニュージーランド・オーストラリア	27
(3)ベトナム	29
2. TPP 不参加という選択肢	
(1)中国	30
(2)韓国	31

第4章 日本が TPP11 を主導する理由

34

終章

1. 本稿のまとめ	37
-----------------	----

2. 今後の課題.....38

参考文献.....39

序章

1. 問題の所在

グローバル化の急速な進展のもと、モノ、サービス、資本、人の流れは増加・拡大している。多数の国家は互いに自由貿易協定（Free Trade Agreement; 以下 FTA）を結んで統合を進めている（金 2016: 3）。しかし 2008 年のリーマン・ショック以降いくつかの国が保護貿易措置を取っていることが、問題視されている（柴山 2011: 25）。その一例がアメリカである。第二次世界大戦以降アメリカは一貫して自由貿易主義を主導してきた。2017 年 1 月 20 日ドナルド・トランプがアメリカ大統領に就任するとトランプ大統領は保護主義的な政策へと通商政策の大転換を打ち出した（ロイター 2017a）。そして同月 23 日環太平洋パートナーシップ協定（Trans-Pacific Partnership; 以下 TPP）から離脱するための大統領令に署名した。

TPP は 2015 年 10 月のアトランタ閣僚会合にて 12 ヶ国（アメリカ、オーストラリア、カナダ、シンガポール、チリ、日本、ニュージーランド、ブルネイ、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ）で大筋合意が成立した。全世界の人口の約 11%、GDP（Gross Domestic Product; 国内総生産）の約 36%を網羅する「ダイナミックな」（外務省 2017）経済連携協定であった。物品の関税の撤廃・削減やサービス貿易のみならず、非関税分野（投資、競争、知的財産、政府調達など）の国際ルールづくりのほか、環境、労働、分野横断的事項などの新しい分野を含む包括的な協定であることから「21 世紀の FTA」と位置づけられていた（金 2016: 179）。しかし TPP は発効の目途が立たなくなった。TPP の発効には TPP 域内の GDP 総額の 85%以上を占める 6 ヶ国以上の国の批准が条件とされていた。TPP 域内の GDP の約 60%を占めるアメリカで TPP から離脱する大統領令が発令されたためである。

2017 年 10 月アメリカ・ワシントンで日米経済対話が行われた。アメリカから日本に輸入される自動車の騒音・排ガスの検査の簡素化、一部の農産品の輸出の解禁、インフラやエネルギー分野での連携強化など、合意に至った点もあったが、通商政策全体としては、議論は平行線のままに終わった。日本政府がアメリカの TPP 復帰を期待する方針を説明した一方で、アメリカは FTA への強い意欲を表明したため（毎日新聞 2017）である。また 11 月の日米首脳会談に際しては、アメリカは日米 FTA について議論が行われたとする一方日本政府はアメリカ側から FTA への言及はなかったと説明しており、むしろ二国間の認識の違いが表面化する結果となった（ロイター 2017b）。その背景には、アメリカが北米自由貿易協定（North American Free Trade Agreement; 以下 NAFTA）や韓国との FTA の再交渉を優先していることもあった（日本経済新聞 2017）。

このように日本とアメリカが不和を抱えたまま、2017 年 11 月、日本はアジア太平洋経済協力会議（Asia-Pacific Economic Cooperation; 以下 APEC）での TPP 閣僚会合において、包括的および先進的な環太平洋パートナーシップ協定（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership; CPTPP; 日本政府側が TPP11 として議論してき

た経緯から、以下では便宜上 TPP11 と記す) の大筋合意に漕ぎ着けた。

そもそも日本が TPP 参加の検討を始めたのは、2008 年にアメリカのブッシュ政権が TPP を推進し始めたのを受けた、2009 年のことである (大矢根 2016: 63)。アメリカの影響を受けて日本は TPP 参加を決めたにもかかわらず、アメリカとの不和を抱えたまま TPP11 を推進しているのはなぜだろうか。以上のような TPP・TPP11 に関する日本政府の戦略は果たしてどのようなものなのだろうか。

日本政府は、TPP・TPP11 の交渉に際し、経済産業省、外務省、内閣官房、農林水産省から成る交渉団を組織した。そのうち推進派だったのは経済産業省と外務省である (作山 2015; iii)。経済産業省は通商白書 (2017) において、「我が国の通商政策を取り巻く環境は、経済活動の現実と国際貿易理論の発展の両面において大きく変化した」、「経済活動の現実と国際貿易理論の発展の両面の変化が、これまで自由貿易を推進してきた国・地域の政策にも大きな影響を及ぼしつつある」とし、国際貿易理論を踏まえた通商政策の必要性を述べている。つまり、日本の通商政策、特にこの文脈においては日本政府の TPP・TPP11 に対する政策を、国際貿易理論を基礎として立案していると解釈することができる。一方外務省は、外務省設置法第三条においてその任務を「平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに主体的かつ積極的な取組を通じて良好な国際環境の整備を図ること並びに調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図ること」としている。外務省は他国との関係を発展させたり、協力関係を築いたりすることがその役割と考えている。さらに日本の TPP 参加の要因の一つとしてアメリカによる安全保障への期待が挙げられていたことも踏まえると、安全保障分野を含めた各国の関係やそのバランスを重視していると考えられる。以上から、外務省の立場は国際関係理論によって説明が可能だと考えられる。国際関係理論は経済関係、地域統合、安全保障などを対象とするもので、外務省が TPP・TPP11 交渉において果たした役割と一致するからである。

以上のような問題意識から、本論文では TPP・TPP11 に対して、国際貿易理論と国際関係理論を用いて日本の通商政策の説明を検証したい。そして日本の通商政策に関する研究に、一つの視点を提示したいと考えている。

2. 先行研究

(1) 国際貿易理論

本稿では、日本が TPP11 を主導する理由を学際的に説明する。本項では経済的アプローチを、次項では政治的アプローチを前提として整理する。以下、本稿で扱う国際貿易理論についてまとめる。国際貿易理論を経済的アプローチとして適用する正当性は第一節で述べたとおりである。

初めに、政府が国際貿易に対して通商政策を行使する理由について述べておく。浦田 (2011: 31) によれば、政府は関税や非関税障壁に関する政策を通じて貿易に介入する。貿

易政策の中には、貿易の流れを制限する保護貿易政策と、反対にそれを促進する自由貿易政策がある（浦田 2011: 27）。保護貿易政策は、対象となる産業の企業や労働者の政策決定に対する影響力が強いことの他に、幼稚産業保護論（発展の初期段階にある産業を競争力のある外国の企業による競争から一時的に保護することで、将来幼稚産業が競争力をもつようになるならば、そのような保護は正当化されるとする論）や最適関税の理論（大国が輸入関税を課すことによって、輸入価格を引き下げ、貿易相手国から関税収入という形で利益を獲得し、その利益が国内の消費者が被る損失よりも大きければ、経済全体として利益を獲得できるので、そのような保護貿易政策は正当化されるとする論）の立場から支持されてきた（浦田 2011: 42-45）。一方で自由貿易政策は、世界経済の拡大が経済的繁栄だけではなく政治的安定にも繋がるとする考えのもとで支持される。これには、第二次世界大戦が、第一次世界大戦後の大恐慌のもとで世界各国が自国の産業を保護するために関税引き上げなどの保護主義的措置を取ったため、世界貿易が縮小し、世界経済が低迷した結果起こったという反省が窺える（浦田 2011: 46）。逆に言えば、各国の持つ生産資源は偏っているが、自由に交易が出来れば、各国は領土を軍事的に支配しなくても必要な原料や食料、輸出市場を手に入れ経済発展と豊かな生活を維持することができるのであり、国際平和を保障できるのである（赤根谷 2015: 25）。また、消費者の視点に立てば、関税込みの輸入製品より自由貿易のもとで流通する製品の方が、損失が少ない（浦田 2011: 41）。

それでは自由貿易政策を支持する理論とは何か。20 世紀末から 21 世紀にかけて各国経済の貿易を通じた相互依存関係がますます緊密化し、「国際貿易はなぜ行われるのか？」という問題がクローズアップされてきた。これに対し国際貿易理論は産業間貿易を説明することを目的としてきた（菊地 2007: 1-2）。2003 年、マーク・メリッツが新々貿易理論を発表すると、国際貿易・外国直接投資の分野は激変した（田中 2015: i）。その新々貿易理論はどのような点で新しく、衝撃的だったのかを説明すべく、以下に代表的な 3 つの理論を紹介する。

一つ目は、19 世紀以降発達したリカードとヘクシャー、オリーンによる伝統的貿易理論である。リカードは生産技術の、ヘクシャーとオリーンは生産要素の相対的な賦存比率の差異に着目し、その差異によって生じる生産財の価格差を貿易の契機とした。二国二財モデルで考えると、二つの国は二種類の財のいずれも生産可能であるが、貿易をすることでそれぞれ比較優位のある財の生産に特化する。結果として、生産される財の種類は非対称になる。生産部門間での生産要素の移動に障害がなければ、生産要素が効率的に利用され二国のいずれも経済厚生が高まる。ただし、ヘクシャー＝オリーンモデルでは貿易の結果、生産要素に対する支払いが変化する。ある経済主体が一つの生産要素しか持っていない場合にはその経済主体の経済厚生は下がる可能性がある。いずれにせよ、比較優位の貿易モデルにおいては、二つの国が大きく異なることが貿易を行う重要な理由となっている（石瀬 2012: 5）。この理論は自由貿易を促進するにあたり大きな役割を果たし、特に第二次世界大戦後の GATT（関税及び貿易に関する一般協定; General Agreement on Tariffs and

Trade) などの枠組みにおいて、その根拠となった。しかしこの理論は産業間貿易を対象としており、技術や賦存比率の差が小さい先進国間の産業内貿易の進展を説明することができないという限界があった（野村総合研究所 2007: 4）。

二つ目は、1970年代以降発展したクルーグマンによる新貿易理論である。先進国間での貿易が世界全体の貿易の多くを占めること、先進国間の貿易が産業内貿易であることを踏まえ（田中 2015: 9）、クルーグマンは同じ産業の中に細かい製品の多様性があることに注目した（野村総合研究所 2007: 5）。消費者は製品の量だけではなく、製品の種類すなわち企業数が多いほど高い満足度を得る。したがって次の二つの点で規模の経済が働く。第一に、国の規模が大きければ、多くの労働者によって多くの種類の製品を生産することができる。第二に、規模の経済が働く独占的競争のもとでは、企業は他社と全く同じ製品を作っても製品単価が高くなってしまい競争に負けるため、自国の企業も他国の企業も、世界で自社のみが生産する独自の製品に特化する。以上のように消費者の嗜好の多様化と規模の経済を貿易の原因とするのが新貿易理論である（田中 2007: 10-11）。この理論によれば、ある産業を先に発展させればそれだけ規模の経済による便益を享受できることになり、また自国で戦略的にその産業製品の需要を高めれば国際的にも大きなリードを獲得できることになる。これは1980年代のアメリカでビル・クリントン政権が行った戦略的通商政策の理論的な裏付けとなった（野村総合研究所 2007: 5）。このクルーグマンの理論はすべての企業の生産量、製品価格、従業員数などが等しいとする「企業の均質性」を仮定に置いたため、理論的に画期的である一方で現実からは乖離してしまうという問題点があった（田中 2007: 10）。

最後に挙げられるのが、2003年にメリッツが発表した新々貿易理論である。新貿易理論を引継いだ理論であるが、異なる点は大きく二つある。一つは企業の生産性が異なると仮定した点、もう一つは輸出にはクルーグマンが考慮した輸出可変費用のみならず輸出固定費用がかかるとした点である。結果として、企業は①参入閾値（参入に必要な最低限の生産性）を超えられない＝市場で存続できない退出企業、②参入閾値を超えるが輸出閾値（輸出に必要な最低限の生産性）を超えない＝国内市場にのみ供給する非輸出企業、③輸出閾値を超える＝国内市場と外国市場の両方に供給する輸出企業の三つのタイプに分かれるのである（田中 2007: 23-24）。1980年代以降工場や企業に関するマイクロデータが大量に提供され、同じ産業の中でも企業の生産性や利潤水準、規模などの経済的特性に大きな差があることが明らかとなったことが、この理論の登場の背景である。

企業の異質性を考慮した産業内の均衡理論が誕生したことで、生産性水準に差のある企業が同一産業内に共存し、長期間均衡を保てることを理論的に示せるようになった（野村総合研究所 2007: 6）。新々貿易理論に則ると、貿易費用が低下して貿易の自由化が進展すると二つの効果が生じる。一つは、貿易費用の低下のために輸出が容易になることである。輸出閾値が下がり、これまで輸出できなかった生産性の低い企業の一部も輸出を行えるようになる。もう一つは、国内で活動するために必要な参入閾値が上昇し、生産性の低い企

業は退出を余儀なくされることである。輸出を行えるような生産性の高い企業が雇用者を増やすことで、実質賃金の上昇が生じ、十分な賃金を支払えない生産性の低い企業の退出が促されるためである。つまり、貿易自由化の結果として相対的に生産性の高い企業のみが生き残ることになり、経済全体の生産性も上昇する（田中 2007: 24-25）。

本論文では、これらの理論を補足的に用いて TPP・TPP11 の説明を試みたい。理由は二つある。第一に今日の国際貿易理論はベラ・バラッサの研究（次項で記述する）を基礎に発展しており、自由貿易は国民の経済的厚生の上を目指すものであること、保護主義は望ましくないものであることという考えが定着し、GATT とそれを引き継いだ WTO（World Trade Organization; 世界貿易機関）はこの自由貿易主義理論に依拠しているからである（堀内 2015: 403-404）。第二に、新々貿易理論の下では貿易自由化によって生産性の高い企業のみが生き残るとされ、TPP が引き起こすとされていたことと一致するからである。なお、補足的と述べたのは、TPP を中心としたアジア・太平洋地域における二国間・広域 FTA の研究の多くが経済的視点からなされており、既に経済的アプローチから分析されているからである。ただし本稿では次項で扱う政治的アプローチと併せて日本の通商政策を分析するため、随時国際貿易理論で補完する必要がある。

(2)国際関係理論

続いて本稿で扱うもう一方の理論枠組みである国際関係理論について先行研究を整理する。国際関係理論を政治的アプローチとして適用する正当性は第一節で述べたとおりである。

まず前提として地域統合理論に触れておく。

FTA のような通商政策は当該地域を経済的に統合するものであり、地域統合は多くの場合において経済分野から始まる（大矢根 2017: 77）。経済分野での統合についてもっとも体系的に理論的研究を行ったのがベラ・バラッサである（堀内 2015: 403-404）。バラッサは経済統合を結合の度合いにより①自由貿易地域、②関税同盟、③共同市場、④経済同盟、⑤完全な経済統合の五つの段階に分類した。それぞれ、①自由貿易地域は関税と数量制限を撤廃する段階、②関税同盟は対域外関税も共同決定される段階、③共同市場は資本・労働力など生産要素の移動制限も撤廃する段階、④経済同盟は共同市場を想定して経済政策の調整も行われる段階、⑤完全な経済統合は統一した経済政策を持った超国家的機関が設置される段階である。TPP に限らず経済分野での統合は世界各地で進んでおり、大矢根（2017: 74-76）によれば、経済的なグローバル化、冷戦の終結による地域独自の協力方法の開拓、テロや食品の安全などの超国家問題への対応の必要を背景に、地域統合研究は国際関係理論において重要性を高めているという。

地域が統合するということは国家と国家の関係が変化するということである。次に国際関係理論について記述する。国際関係理論は大きく、リアリズム、リベラリズム、コンストラクティビズムの三つに分類される（信夫 2016: 121）。

リアリズムは国家の行動が国際関係を規定するとする考えである。国家はその勢力・覇権、権力、安全の維持・拡大を追求するとされる。各国は自国の安全をなるべく高めようとする。ある国家からの脅威を感じた国家の行動は二つのパターンに分けられる。第一に、自国の軍事力を増強したり、他国と同盟を形成したりするパターンである。その行動により脅威を与えた国家は自国の安全に対する脅威を感じ、同じく軍事力の増強や同盟の形成へ走る。すると相手国は不安を感じ、さらに軍事力の増強を図る。こうして軍拡競争が延々と繰り返される「安全保障のジレンマ」と呼ばれる状況が生み出される(信夫 2016: 129)。第二のパターンは脅威を認識した国家が覇権を持つ国に追従するものである。例として、第二次世界大戦後西欧諸国や日本が急速にパワーを拡大するアメリカに対抗せず、ソ連を脅威と認識してアメリカに追従して生き残りを図ったことが挙げられる(石川 2015: 73)。リアリズムのもとでは、国家は自国の安全保障の確保を目的に自国の軍事力・勢力強化もしくは覇権国家との関係強化に走るのである。

貿易や資本移動などの経済的交流の増大に伴い、ある国で起こった現象や政策が経済的に緊密な関係にある他国に影響を与えることが理解されてきた。そこで登場するのが、経済的相互依存関係が国際関係を規定するとする考えるリベラリズムである(古城 2015: 23)。この理論は、軍事力に代わって経済力や技術力を重要視する(石川 2015: 83)。相互依存の度合いが当事国にとって高ければ、その関係を変化させたり断ち切ったりする費用が高くつくので、協調的な関係が維持されるというものである。一方で、他国が獲得する利益と自国の獲得する利益との差に敏感になり、国家がより多い利益を求めて行動するために、対立が引き起こされる可能性も指摘される(古城 2015: 23-24)。リベラリズムは国家の統制力の低下を認識し、政治の役割を経済・社会問題にあるとした(石川 2015: 83)。国家は経済的・社会的に依存関係にある国家と協力する必要がある。よって国際政治における協力・協調について説得力のある説明ができる——これはリアリズムでは不可能である(石川 2015: 88)。

リアリズムとリベラリズムに共通するのは、国際関係を物質的要素から説明し、アクターの行動を合理的選択論によって説明する点である。合理的選択論ではアクターが自己利益を最大化するために最適な手段を選択すると仮定する(大矢根 2013: 3)。

一方コンストラクティビズムは、個人の思想や信念、国家のアイデンティティが国際関係を規定するとする考え方である。コンストラクティビズムに基づくと、国家はたとえ非合理的な手段であっても共有された信念や規範に則って手段を選択する(大矢根 2016: 3)。以下ではコンストラクティビズムの三つの特徴を大矢根(2016)の研究を基に指摘する。

第一の特徴は、社会的構成である。国家はほかの国々や国際機関、NGOなどとの相互作用を通じて国益を発見したり変化させたりする。具体例としては、1980年代にアメリカが南アフリカに対して経済制裁を実施したことが挙げられる。アメリカにとっては、冷戦上の戦略的観点からも天然資源の経済的観点からも南アフリカと強調する方が好ましいにもかかわらず、経済制裁という国益に反した非合理的な行動を選択した。その理由は次のよ

うに説明される。アパルトヘイトと呼ばれる人種隔離政策を行っていた南アフリカに反発する人々や NGO、さらにそれに影響されたほかの国々が相互作用を展開し、アメリカが国益を再定義して反アパルトヘイトの国際規範に应じるまでになったためである。このように、アクターは相互作用を通じて国際社会で一般化している考え方や行動様式、振る舞いを身に付けることになる。

続いての特徴は、国際構造との相互作用である。アクターは国際構造の作用を受け、国際構造の継続にとって適切だと期待される役割を遂行しているとされる。例えば、リアリズムやリベラリズムといった、アクターが現状の国際構造の中で合理的手段を選択するとされる考え方では、冷戦終結を説明できなかった。一方コンストラクティビズムは以下のように冷戦終結を説明できる。ソビエト連邦共和国（以下ソ連）がペレストロイカ（国内改革）を推進して一定の規制緩和、民主化、軍備縮小を容認したところ、次第に東側陣営内では国内改革を引き起こし、西側陣営でもアメリカやイギリスがソ連との軍縮交渉に应じるなど波及効果が生まれ、最終的に国際構造上の冷戦終結へと到達した。つまり、利益やパワーを計算して最善の行動を選択するリアリズムやリベラリズムに対し、コンストラクティビズムは規範に基づいて適切性を追求するのである。その結果コンストラクティビズムは国際政治の重大な変動を理論的に説明することに成功した（石田 2015: 37）。

最後の特徴は、アイディアである。コンストラクティビズムによれば、アイディアがアクターに作用を及ぼす。具体的な作用を二つ挙げる。一つは、人権尊重というアイディアの下で独裁国でさえ露骨な人権侵害を抑制するような、規制的作用である。もう一つは、経済大国は国際秩序を支えるべきだというアイディアの下で経済的な新興国が負担を顧みずに途上国への援助や支援を積極化するといった、構成的作用である。上記の社会的構成や、アクターと国際構造の相互作用は、こうしたアイディアを軸に展開しており、アクターと国際規範は互いに影響を及ぼし合う。

本稿では TPP・TPP11 という経済的な地域統合に着目するが、コンストラクティビズムの考えの下では、こうした地域統合も地域規範としてコンストラクティビズムの研究課題になる。国際機関は、国際規範や国際秩序を支える、アイディアやアイデンティティの形成を促す力を発揮できるとされるからである（大矢根 2016: 20）。事実、本稿で対象となるアジア・太平洋地域においては、ASEAN（Association of South-East Asian Nations; 東南アジア諸国連合）がコンストラクティビズムの一例として考えられている。ASEAN は、アイディア次元の地域統合の動き（大矢根 2016: 83）が ASEAN ウェイ——自主性を重視する、コンセンサスによって決定する、結果よりも過程に力点を置く、という特徴をもった漸進的な地域統合——という共通規範を以って（大矢根 2016: 79）地域レジームに結実したと考えられている。こうした経緯から、本稿では TPP・TPP11 の説明に国際関係理論を応用することが妥当であると考えられる。

(3) アジア・太平洋地域の FTA

第一項、第二項と本稿で扱う理論枠組みを整理した。本項では本稿の対象である TPP に関する先行研究の問題点を指摘する。

FTA・TPP のような通商政策について大矢根・大西（2016: ii）は「従来の研究は経済的利益に照準を合わせていた」とその問題点を指摘している。金（2016: 34）も同様に、TPP に関して多くの先行研究があることを認めた一方でその多くが経済的アプローチによる説明であることを問題視している。作山（2015: 1）は「論争の焦点は、日本の TPP 交渉参加に賛成か反対かという賛否の問題であった。推進派が輸出の拡大、日本企業に有利なルール作り、消費者の利益等を挙げてメリットを説くのに対し、慎重派は農業、食品安全、医療などへの悪影響を根拠にデメリットを主張し」てきた、「日本国内の TPP を巡る関心が日本の TPP 参加のメリットとデメリットであり、それに対する賛否である」としている。作山（2015: 1）によれば、TPP についての書籍の大半が日本の TPP 交渉参加の是非に関するものであるという。TPP 参加による経済的なメリットとデメリットばかり論じることは TPP による結果にしか着目していないということである。日本政府が TPP への参加を決定した理由や戦略は考慮されていない。TPP に関する先行研究は日本が TPP に参加する上での政策上の意図を説明していないという課題がある。

アジア・太平洋地域の FTA に関して学術的アプローチを試みた貴重な研究がある。金（2016）は東アジア地域での二国間・多国間・地域 FTA に関して日本の通商政策がなぜ転換していったのかを研究した——「転換」とは、GATT・WTO 体制に基づく多国間主義の支持から二国間 FTA の推進へのシフト、二国間 FTA の推進から地域的多国間主義を拡大させる政策への移行の二つを指し、本論文では第 1 章で詳述する。研究に際し金（2016: 35）はリアリズム、リベラリズム、コンストラクティビズムのそれぞれの立場から東アジアの地域統合にアプローチを試み、その限界を指摘している。

リアリズム的アプローチの下では、覇権国は他の国々に対して利益を提供できる国際システムを構築・維持する。よって覇権国以外の国は自ら国際システムを築くことなく円滑な経済活動を行うことができる。東アジア地域に関しては、アメリカの覇権の衰退が経済の不安定化と差別的貿易協定の氾濫を招く。そして二国間・多国間・地域 FTA が増加する。さらに中国がアメリカに代わって東アジア地域の覇権を握れば中国が有益な国際システムを構築するというのがリアリズム的アプローチによる予想である——2015 年にアメリカのバラク・オバマ大統領（当時）は「我々がアジアで新しいルール作りを支えなければ、中国が自国に有利なルールを作ることになる。今後 20～30 年も市場から締め出される」と発言している（金 2016: 182）。このアプローチは、地域 FTA が進行していない東アジア地域の実情を説明できないという限界点があるという（金 2016: 36）。

リベラリズム的アプローチは 1 つの分野の統合が別の分野に波及することに着目する。経済的な統合が政治的な統合へと進むことは EC（European Communities; 欧州諸共同体）から EU（European Union; 欧州連合）への拡大で実証された。東アジア地域においては次の二点において政治統合に至ると予想が可能である。第一に、貿易における域内依存度が

高いことである。東アジア地域の各国はその貿易の約半分を域内貿易に依存している。第二に、社会交流が進んでいることである。ビザの免除、介護士や看護師の受け入れなど域内人的交流が盛んである。リベラリズム的アプローチによれば経済・社会的な交流が政治的な地域 FTA を可能となると予想できる。しかし東アジア地域において政治的な意味合いを持つ地域多国間 FTA が存在しないためこのアプローチを論証できないという(金 2016: 37)。

コンストラクティビズム的アプローチによれば、地域統合には新しいアイデンティティの形成が必要不可欠な要素である。諸国家はアイデアと規範(特に政策に関する規範)を共有することで制度化が進む。制度化が進行する過程で諸国家は社会化プロセスと学習を通じて新しい規範や価値システムを獲得し、新しいアイデンティティを形成する。金(2016: 38-39)はコンストラクティビズム的アプローチの問題点を、東アジア地域の諸国家が FTA に向けた強い政策規範を抱えているが多国間 FTA が進んでいないこととした。

以上の金(2016)の研究は東アジアの地域統合を対象としたものである。TPP までその対象が及ばなかった理由として、第一に日本と韓国の比較を通して日本の通商政策の転換要因を明らかにしようとしたこと、第二に日本が TPP 交渉中の研究であるため限界があったことを認めている(金 2016: 63)。リアリズム、リベラリズム、コンストラクティビズムの三つの立場から地域統合の分析を試みて各立場の問題点を明らかにしたことは注目に値する。2018 年現在既に大筋合意に至っている TPP・TPP11 について研究する上で、金(2016)の研究は以降本稿が依拠するものである。

アジア・太平洋地域における通商政策に関する研究の問題点をまとめると、①経済的アプローチに偏っていること、②TPP 参加を決定した日本政府の政策的視点が欠けていること、③TPP の交渉過程や合意についての資料が限られていることだと言える。③については、TPP は秘密交渉で進められたこと(西川 2017: 432)、大筋合意後も交渉資料は非公開(内容がすべて黒塗りされた状態で掲示された)で一次資料が少ないことが原因だと考えられる。加えて TPP11 に関しては研究資料そのものが圧倒的に少ない。本稿では本節でこれまでに述べた国際貿易理論、国際関係理論、既存の TPP に関する研究で試みられたアプローチを基に、TPP・TPP11 に関する日本の通商政策を分析する。

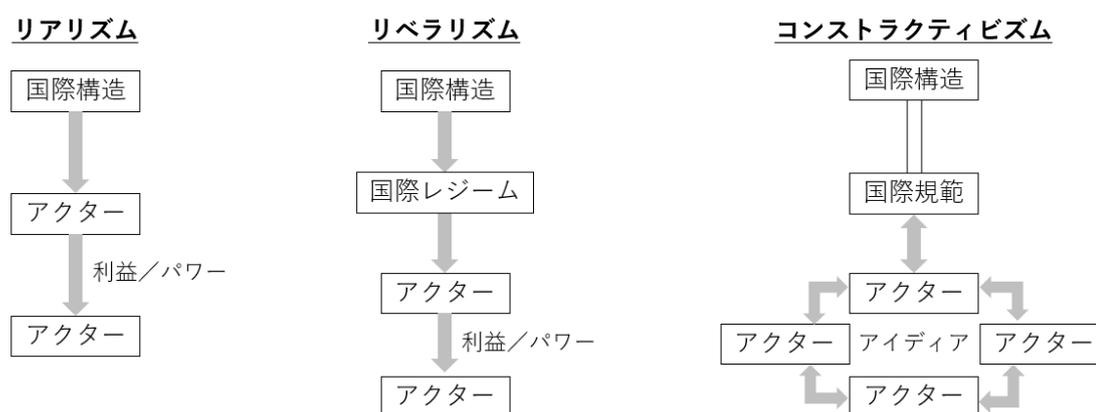
3. リサーチ・クエスションと仮説

本論文ではリサーチ・クエスションを「なぜ日本は TPP11 を主導したのか」と設定する。

第一節に記したとおり、アメリカの影響を受けて TPP への参加を決定した日本が、なぜアメリカの離脱後も TPP11 という枠組みを推進し、主導する立場にあるのかということは注目に値する。日本が TPP11 を主導する理由を説明するにあたり、そもそも日本がなぜ TPP に参加したのかを考察する。その際、第二節第三項で指摘した先行研究の問題のうち、①経済的アプローチへの偏りと、②日本政府の通商政策への着目の二点を克服する。金(2016: 7)は FTA や経済統合は経済と政治の両側面を持つため両面からの分析が必要だと

している。本項では第二節第一項・第二項で説明した国際貿易理論と国際関係理論を学際的に用いることで、経済と政治の両側面からの分析を試みて先に指摘した二つの問題点を克服する。

筆者の仮説は、「TPP に対しては国際関係理論の三つの立場から説明し得るが、TPP11 の推進はコンストラクティビズム的アプローチでしか説明できなくなった」というものである。それは、現在の日本政府の通商政策の方針が、一部の輸出閾値を超える企業による貿易を通じた実利益ではなく、自由貿易体制の維持という理念的動機によって決定されていると考えるからである。理念的動機に対して国際貿易理論も併せて用いて考察することで、リベラリズム的アプローチの問題点を指摘したい。国際関係理論の各分析枠組みは以下のように図式化される。認識されるアクター、規定力、相互関係が各アプローチで異なることが見てわかる。各アプローチの構造を念頭に、以下日本の通商政策を歴史的に考察する。



(大矢根 2013: 11 より筆者作成)

4. 論文の構成

本稿は、まず第1章において日本の通商政策の転換を考察する。GATT・WTO体制支持からFTAの推進への転換を歴史的に考察し、学際的な説明を試みる。第2章ではTPPの特徴と日本のTPP参加過程を整理し、経済的アプローチだけでなく政治的アプローチも用いて日本がいかなる通商戦略を持っていたかを探る。第3章前半部分ではいくつかの国(カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ベトナム)を取り上げる。各国がTPPへの参加を決定した背景と、アメリカのTPP離脱に対する反応を説明する。同章後半では、TPPに参加していない中国と韓国それぞれの通商政策とTPPへの姿勢を紹介する。第3章を受け、第4章では日本がTPP11を主導する理由を提示する。ここでは序章で紹介した分析枠組みや先行研究の問題点を再度取り上げて検討する。終章では、第4章までの分析の結果をまとめ、リサーチ・クエスチョンに対する回答を導くことで、本稿の結論を明示すると

ともに、本稿の課題を以って本研究のまとめとする。

第1章 日本の通商政策の転換

本章は日本の通商政策を歴史的に考察する。対象は日本が GATT・WTO 体制を享受するようになってから、WTO と FTA の重層的な貿易体制を推進するようになるまでである。段階ごとに三つの節に分け、各段階において日本の戦略的意図を検討する。第一節では、日本が GATT・WTO 体制に加入する上でリアリズムの立場からリベラリズムの立場へと変化して通商政策を採るようになったことを指摘する。第二節では日本が FTA を採用するようになった過程を整理し、その要因を世界への遅れと中国への対抗という二点から説明する。第三節では日本の広域 FTA について説明する。第一項ではアジア・太平洋地域での、第二項ではヨーロッパ地域との広域 FTA について扱う。次章以降の TPP・TPP11 研究に先立ち、CEPEA と日 EUEPA から日本の通商政策のコンストラクティビズムの視点を明らかにする。

1. GATT への加盟

本節は日本が貿易自由化を進めるようになった原点に遡り、日本の通商政策の歴史的経緯を整理する。

その原点とは、1955 年 11 月の GATT への加盟である（渡邊 2015: 31）。加盟交渉は、1952 年にサンフランシスコ講和条約が発効された直後に始まった。日本政府は戦後復興のために GATT への加盟を目指したが、ヨーロッパ各国は日本からの輸出品による市場の混乱を懸念して反発した。一方でアメリカは朝鮮戦争直後の政治的思惑に基づいて日本の加盟を強く支持した。結果、1955 年に日本は GATT に加盟したものの、イギリスやフランスなどのヨーロッパ諸国は GATT 第 35 条を発動した（荒木 2003）。この GATT 第 35 条とは、新規加盟の締約国に対し、既加盟国が加盟は認めるが自らは GATT 上の権利である最恵国待遇や内国民待遇を留保するという差別的なもので、日本はアメリカ以外の西側諸国とは実質的に GATT 関係に入れないという状態であった（渡邊 2015: 31）。日本はヨーロッパ諸国からの GATT 第 35 条の撤回を最優先課題に掲げることとなり、日本側の輸出自主規制やヨーロッパ諸国側の対日数量規制——日本から輸入する製品の数量を制限する保護主義の度合いの強い措置（経済産業省 2016: 253）——を代償にその課題を達成した（荒木 2013）。しかしこうした措置は GATT ルールの例外であり、荒木（2003）によれば、GATT のルールを全面的に適用して日本の国益を図ろうという姿勢はあまり見えず、むしろ輸出自主規制を多用しながら二国間でうまく解決しようという方向だったという。

対日不適用の撤廃に成功した日本は 1970 年代に GATT を中心に形成された多国間貿易体制の下で輸出を増大させた。一方でアメリカなど欧米先進国が保護主義的な通商政策をとったことから、これらの国々と貿易摩擦を引き起こした（金 2016: 10）。加えて 1973 年にオイルショックが起こると、欧米の消費者のあいだで省エネルギー・省資源の要請が

高まった。日本の電気電子産業や自動車産業は技術集約化・知識集約化を進めてその変化の波に乗った。その結果日本はアメリカや EC と激しい貿易摩擦——日本の輸出超過——を抱えることとなり、GATT 内において、自由貿易体制を享受するが自らは市場開放を積極的に進めない国として「不公正貿易慣行国」のレッテルを張られるまでになった（渡邊 2015: 32）。1980 年代中ごろには、日米の対立が悪化した。それまで日本はアメリカとの貿易摩擦に対し、綿製品、自動車、農産物など個別産業で輸出自主規制などの対策を採ってきた（伊藤・下井 2009: 93）。しかし日米対立の悪化を受け、この頃から日本の経済構造自体やその制度的側面をめぐって二国間交渉が行われるまでになった（村山 2015: 169-170）。特に半導体に関する交渉において、それまで日本が行ってきた自主規制が GATT 第 11 条に違反するとされると、通商産業省（当時）の中に、輸出自主規制を多用した二国間主義をやめてルールを積極的に利用していこうという動きが出てきた（荒木 2013）。

GATT 加盟以降、日本は GATT の原則から逸脱した関税同盟や FTA などの地域統合に否定的な姿勢をとってきた（渡邊 2015: 32）。これには以下の三つの背景があった。第一に、日本が第二次世界大戦以降一貫して貿易立国を目指してきたことである。資源や石油を途上国に、製品の輸出先を欧米市場に依存していた日本にとって、無差別原則を規範とする GATT 体制が最も有利なシステムだったのだ（渡邊 2014: 6）。第二に、日本の貿易パターンが対米、対欧、対アジアと多岐にわたっているため一地域に特化できなかったこと（金 2016: 17）である。第三に、日本は GATT 体制の安定化と拡大が自由主義陣営の強化につながると認識していたことである。日本はアメリカによる安全保障の傘の下で経済復興に専念し、冷戦構造下では世界貿易システムにおいて受け身の参加国であった。GATT 体制を享受する日本は、自由と無差別を基本原則とする普遍的な世界貿易システムである GATT 体制の維持・強化を通商政策の要とすようになった（金 2016: 11）。

本節で追跡した日本の通商戦略を、国際関係理論をもって以下で説明する。1970 年代以降アメリカは貿易摩擦の解消を求めて日本に圧力をかけた。アメリカからの圧力に対し、日本はアメリカと二国間交渉を設けて対応した。日本の経済的な繁栄の基礎には日米関係が存在するという認識があったためである。特に冷戦期の二国間交渉では、経済紛争が日米同盟に基づく安全保障体制を損なわないように配慮がなされ、アメリカ側の要求に応じた。1990 年代頃から日本はヨーロッパとの連携を図るなど多国間の枠組みの中に持ち込む傾向が顕著となった。その背景は以下の三つが考えられる。第一に冷戦の終結によって安全保障上の不安が軽減されたことである。第二に 1995 年に設立された WTO が紛争処理機能を担ったことである。第三にグローバリゼーションの結果二国間の協定と他地域の経済が相互に影響を与えるようになってきたことである（村山 2010: 171）。日本が日米同盟ではなく経済的に関係のある多国間関係を優先するようになったことは、リアリズムからリベラリズムへの転換とも言える。日本は、アメリカによる一極構造の下で国際政治の安定をはかるというリアリズム的アプローチから、多国間の経済依存関係が平和の維持に貢献するというリベラリズム的アプローチへと、通商政策の論拠を転換させたのである（山本

2008: 15-16)。以降日本は、無差別原則に基づいた自由貿易体制を推進していくこととなる。

2. FTA の採用

本節では日本が FTA を採用するようになった過程を整理し、その政治的意義を説明する。

前節で見てきたように、日本は、政策的には多角的自由貿易主義を掲げ、FTA などの地域的枠組みには批判的な方針を採ってきた（実際に日本は GATT 体制の下で貿易の拡大を実現させていた）。1991 年、日本政府は FTA 構想に対して初めて公式見解を表明した。それは 1991 年版通商白書における「地域統合が満たすべき条件に付いて、多国間での規律を強化していくことが重要である」という GATT 体制の支持表明であり、翌年も同じような見解が発表された。経済産業省だけでなく外務省も GATT 中心主義であり、FTA に否定的であった。背景としては、GATT の優等生としての自負があったこと、FTA が経済ブロックに繋がることに対する危機感があったことなどが挙げられる（金 2016: 14-15）。この日本の通商政策が大転換を迎えるのが、1990 年代末である。

1986 年から 1994 年にかけて、ウルグアイ・ラウンドと呼ばれる、GATT ルールに基づいた貿易自由化交渉が行われた。これは自由化交渉に加え、自由貿易体制自体を強化するためのルール作りを目指した交渉であった。交渉の結果、規律の適用や紛争解決手続きの強化を目的に、GATT は WTO として本格的な国際機関に生まれ変わった（赤根谷 2015: 156）。ウルグアイ・ラウンドにおいて、日本は農業分野で手厚い保護政策を行っていたため、重要な役割を演じることができなかった。ただし、保護の存続を強く求める農業関係者に対し、それ以外の国民は自由化にも農業保護にも積極的な姿勢を見せなかった。そのため日本は消極的な交渉姿勢ながらも、WTO の決定は受け入れて国内を説得していった（伊藤・下井 2009: 107）。

しかし規律の適用や紛争解決手続きの強化を目的に設立された WTO は、その目的に反して問題を抱えるようになる。WTO 加盟国が増加し、アメリカを中心とした先進国と新興国の間の対立が避けられなくなり、合意形成が困難になってきたのだ（赤根谷 2015: 195）。結局、ウルグアイ・ラウンドは交渉が長期化し、続く 2001 年開始のドーハ・ラウンドも妥結の見通しが立っていない（馬田 2013: 4）。

貿易自由化のルール作りが停滞する中で、貿易自由化を求める国々は、GATT・WTO レジームの下での通商交渉以外の方法で、貿易自由化を進める方策を探るようになる。それが FTA や RTA（Regional Trade Agreement; 地域貿易協定）の締結である。ウルグアイ・ラウンドと並行して世界各地で FTA や RTA が拡大していった。WTO の発表によると 1990 年代に FTA の数が世界的に急増している。前節で述べたように日本にとって重要国であるアメリカも地域統合へと徐々に傾斜していき、1985 年にイスラエルと FTA を締結し、1994 年にはカナダ・メキシコとの間に NAFTA を発効させた。こうした各国の動きに対し、日本は NAFTA や EU を保護貿易主義の現れと見なして批判していた（金 2016: 17）。だが WTO 交渉での合意形成が困難になると、日本も WTO 一辺倒での通商政策からの転

換を余儀なくされる（馬田 2013: 4）。つまり、GATT・WTO 体制下での貿易交渉が難航して各国が FTA 推進へとその政策方針をシフトする中で、日本が FTA を締結していないために、輸出において不利な扱いを受ける事例が出てきたのである（赤根谷 2010: 197）。

同時期に域内の貿易や投資の割合が拡大していったことも注目される。国境を超えた分業が拡大していく中で産業内貿易や国境を超えた工程間分業、企業内貿易や中間財貿易などが拡大していき、この分業構造の中で距離が大きな意味を持つようになった（伊藤・下井 2009: 115）。地域内の動きの重要性が増してきたのである。実際に、日本も 1985 年のプラザ合意でドル安・円高へシフトしたことにより東南アジアへ、さらに同じ頃改革・開放政策が行われていたため中国へ、生産拠点や投資先を移し、現地生産や委託生産を活発に行った。日本にとって東アジアの重要性が高まった。貿易構造は東アジアを重視するように変化し、この変化は日本の通商政策にも大きく影響していく（渡邊 2012: 5）。

さらに 1998 年のアジア通貨危機以降、アジア太平洋地域内で経済協力や市場統合の新しい動きが出てくる。すると日本政府も、それまでの WTO だけを中心とした多国間的な通商政策から、アジアを視野に入れた FTA・EPA（Economic Partnership Agreement; 経済連携協定）に積極的な姿勢へと変化を見せるようになる（伊藤・下井 2009: 92）。こうしたアジアへのシフトの背景には、先に述べた貿易上のアジアの重要度の高まりや、WTO 下での多国間交渉が行われていなかったことなども想定される（伊藤・下井 2009: 112）。

初めに FTA 採用へと動いたのは通商産業省（当時）通商政策局であった。通商産業省は FTA によって経済的利益が拡大する点と FTA が GATT・WTO を補完し得る点を重視しており、以下の二つの点においても同様に重視していた。第一に、構造改革である。バブル崩壊以降日本経済は低迷し続けさらに少子高齢化が顕著になる中、規制緩和や民営化といった構造改革の重要性が増していた。通商産業省は、欧米諸国が構造改革と連動させるように FTA を推進した点に注目した。第二に、安全保障上の意義である。FTA の政治的効果として、経済的に台頭していた中国に対する牽制として韓国や ASEAN と FTA を結ぶ必要性も考慮に入れた（大矢根 2016: 56）。そして 1999 年、通商白書において日本政府は、WTO に基づく多角的貿易体制と共に二国間の FTA を選択的に推進する重層的な貿易体制へと方針を転換したことを明らかにする（石戸 2012: 203）。

この転換に応じたのが外務省である。外務省は 2000 年版外交青書において「地域貿易協定は、WTO 要諦に整合的であれば、域外国に対する障壁ではなく開放的な貿易の推進力となり、また、世界貿易の拡大に貢献する物であり、多角的貿易体制を補完するものとなると考えられる」（外務省 2000: 92）と FTA への積極的な姿勢を明らかにした。通商産業省と同じく FTA を GATT・WTO 体制の補完と見なしていることに留意したい。つまり通商産業省の立場からも外務省の立場からも、この当時の日本が WTO と FTA による重層的で補完的な貿易体制を構築していたことが認められるのである。

日本が初めて FTA を締結したのは 2002 年 11 月（ここでは発効年月）、シンガポールとの協定であった。日本とシンガポールは互いに重要な貿易相手国である一方で農産品に関

しては貿易関係が薄い。農業分野を持たない自由貿易国のシンガポールと FTA を締結することには国内産業調整などの負担が無かった。初めて FTA を締結する相手としてシンガポールは日本にとって最適だったと言える（金 2016: 75-76）。2000 年時点で世界の主要国（ここでは GDP が上位の 30 ヶ国）で FTA に参加していなかったのは日本、中国、韓国、台湾のみであり（伊藤・下井 2009: 114）、ここでようやく日本は世界の潮流に乗ったのである。

シンガポールとの FTA が発効してすぐ日本はメキシコとの FTA 交渉を開始させた。1994 年にメキシコは NAFTA に加盟しており、2000 年 7 月には EU との FTA を発効させた。これにより、メキシコにおける日系企業の競争条件は欧米企業に比べて不利になっていた（金 2016: 113）。日本経済団体連合会（以下、経団連）はメキシコとの FTA を締結しなければその損失が 4000 億円に上ると主張し、小泉純一郎首相（当時）も農業における構造改革の必要性を主張した。またこの頃農業団体や農林族議員は政治的影響力を低下させており、貿易自由化への反対姿勢を自制せざるを得なかった（大矢根 2016: 58-59）。こうした産業界の支持と農業界の弱体化を背景に、日本政府は 2005 年 4 月にメキシコとの FTA を発効させた。日本にとって初めて農業分野での実質的な貿易自由化を伴った FTA であった（安藤 2012: 45）。

この後日本は徐々に FTA・EPA を増やしていく（本章末の表を参照）。ここで注目したいのが、日本の FTA 交渉ではできるだけ多くの農産物を自由化の例外品目にするのが交渉の最重要課題とされてきた点である。その結果日本の FTA の自由化率（10 年以内に関税撤廃を行う品目が全品目に占める割合）は大半が 90%以下にとどまっており、他の主要国と比べて著しく見劣りがする（馬田 2012: 20）。日本の FTA 政策の目的は、自由貿易の追求ではなく世界の潮流からの遅れを克服することだったのである。

本節より明らかになるのは以下の二点である。第一に、日本政府は自由貿易を追求するために FTA の推進へと政策転換をしたのではなく、FTA・EPA を結んでいないことによる世界からの遅れや経済的な不利益を克服することがその目的であったことである。第二に、日本の FTA 戦略は安全保障上の意義を大きく意識していたことである。日本の通商政策の転換に対して危機感を抱いた中国は ASEAN との FTA を猛烈なスピードで実現させた（作山 2015: 55）。さらにそれを受けて日本は、重要農産物に対する例外措置の確保を認めながらも、農林水産省に FTA・EPA 推進の立場に転向させた。これは中国への対抗という政治的な争点が FTA・EPA の締結という経済的な争点より優先されたことを意味する（作山 2015: 56-57）。

3. 広域 FTA への拡大

前節では日本が WTO と FTA による重層的で補完的な貿易体制を採る背景を整理した。本節では二国間の FTA から多国間の FTA——広域 FTA——への拡大における日本の通商政策を考察する。第一項では TPP・TPP11 の前段階としてアジア・太平洋地域での広域

FTA の展開を整理する。第二項ではヨーロッパとの FTA が合意に至るまでを整理し、日本の通商政策を考察する。

(1) アジア・太平洋地域

日本が WTO 重視から FTA・EPA の推進に舵を切ったことは、他のアジア諸国にも大きな影響を与えた。アジア太平洋地域の各国が自国の対応の遅れを懸念し、日本を含め各国が競い合うように FTA を結んでいった。2000 年に 5% に過ぎなかったアジア・太平洋諸国が締結国となる FTA の全 FTA に占める割合は、2001 年以降 1 年ごとに 45%、40%、40%、70%、54% と推移したように量的に拡大していった。さらに内容面の高度化も進んだ。協定の対象は関税や数量制限の撤廃だけでなく、投資措置、知的財産権、地球環境、労働基準などの国内法制の共通化などに及ぶようになった。各国は独自の内容を備えた自国に有利な FTA の締結に注力し、その過程において主要国は独自の FTA モデルを提起し始めた。日本に関しては、農産物自由化の要求の抑制を念頭に置き、そのために交渉相手国の知的財産権の制度構築や産業技術向上の支援など多様な協力措置を盛り込んだ（大矢根 2016: 7-8）。

2000 年代半ばになるとスパゲッティ・ボウル問題が指摘されるようになる。これは二国間 FTA が複雑に絡み合って実際には利用しにくくなっているという問題である。特にアジア・太平洋地域は国境を跨いだサプライ・チェーンを形成しているため、多様な二国間 FTA は地域貿易の実態と乖離していたのである（大矢根 2016: 9）。実際に FTA の利用度と企業規模には正の相関関係が確認されており、FTA を利用するためのコストの負担が大きくなってしまふこと、それほどまでに FTA による体系が複雑であることが認められる（安藤 2012: 53-54）。

以上の FTA の量的な拡大と質的な深化、スパゲッティ・ボウル問題により、アジア太平洋地域における広域 FTA が検討されるようになる。

日本は、2005 年に閣議決定された「骨太の方針」において、グローバル戦略の強化を打ち出し、その策定を経済財政諮問会議に委ねた。こうして日本政府は、農林族議員や農林水産省の抵抗を排除した（作山 2015: 66）——ただし、農業界も小泉首相（当時）との対立とそれに伴う抵抗勢力としてのイメージから脱却するべく、2004 年に FTA・EPA に前向きな方針へ転換している（作山 2015: 59）。そして 2006 年経済財政諮問会議は「グローバル戦略」を決定し、それを引用した「骨太の方針」において日本政府は、経済利益の確保と時刻に有益な国際環境の形成を動機として、東アジアを中心とした FTA・EPA 推進の方針を示した。2007 年の「骨太の精神」においては東アジアを中心とした広域経済連携の研究を推進する旨を公表した。ついに日本が広域 FTA による地域統合に乗り出したのである。一方また外務省も、FTA を広域化させれば FTA が外交・安全保障上の含意を色濃く持つという点を特に意識し、オーストラリアやニュージーランドなどの自由民主主義諸国を加えて自由や民主主義の理念を掲げる広域 FTA を構想した（大矢根 2016: 61）。

日本が提案したモデルは CEPEA (Comprehensive Economic Partnership in East Asia; 東アジア地域包括的経済連携) である。CEPEA は 2006 年に発表され、2004 年に中国が発表した EAFTA (East Asia Free Trade Agreement; 東アジア自由貿易協定) に比べて自由化のレベルが高く、その内容も包括的なものだった。民主主義、市場、人権などの理念を掲げたことは中国への牽制も含意していた (大矢根 2016: 10)。しかし、この時は中国との経済関係を重視して対中貿易の拡大を志向した (大矢根 2016: 61)。さらに中国・日本間の外交関係の悪化により、EAFTA と CEPEA に関する協議は停滞し (大矢根 2016: 11)、アメリカが提案した TPP に後れを取ったのである。

2011 年に日本と中国は構想の膠着状態を打開するために EAFTA と CEPEA の折衷案を提案し、ASEAN 首脳会議でそれが採択された。これは日本、中国、韓国の三ヶ国それぞれが ASEAN をハブとしたアジア太平洋地域における FTA ネットワークを強化していった結果である (馬田 2013: 10) ——結局アジア太平洋地域における広域 FTA は TPP という形態をとることになるのだが、TPP の構築については次章で詳述する。2010 年に閣議決定された「新成長戦略基本方針」においては、日本がアジアの成長を取り込むために国内改革を進め、同時に FTAAP (Free Trade Area of the Asia-Pacific; アジア太平洋自由貿易圏) を構築する方針が明らかにされた (大矢根 2016: 71)。

以上のことからわかるように日本の通商政策は経済産業省 (2001 年以前は通商産業省) によってリードされてきた。経済産業省は経済財政諮問会議で大臣を常任議員として持つという点においてその影響力を行使することが出来る。さらに農林族議員や農林水産省といった拒否権プレーヤーも、長期化した小泉政権との対立とそれによるイメージの悪化や、FTA・EPA 政策の停滞に対するマスコミ批判の高まりなどが原因となって、その拒否姿勢を変化させた (作山 2015: 70-71)。こうした政情と政策方針は、国際貿易理論の立場から言えば新貿易理論的見解で説明できるのではないだろうか。規模の経済への信頼が強い日本は、市場の拡大が経済成長につながるという前提の下、成長する東アジアの市場を維持・確保すべく広域 FTA を構想したと考えられるのである。国際関係理論の立場からは、CEPEA の提案のように理念の共有を広域 FTA の条件とした点においては、コンストラクティビズム的アプローチでも説明可能かもしれないが、実益を優先するリベラリズム的アプローチの方が適していると言える。理由は二つである。一つはこの時点では政府が中国との貿易を優先したことである。二つ目は経団連を主とした産業界も TPP のような広域 FTA よりも中国や東アジアとの貿易を優先し、日米間の貿易についても二国間 FTA を推進していたこと (大矢根 2016: 25) である。日本の FTA・EPA は、日本企業の海外における生産活動を保全・発展させる手立てであり (渡邊 2015: 35)、企業による経済交流を通して進んだ「事実上の統合」に対する「制度的・法的な統合」だとする言説 (金 2016: 3) も、経済的な相互依存関係が国際関係を規定するとするリベラリズムの視点と一致する。

(2) ヨーロッパ地域

日本が広域 FTA を目指す動きは、アジア太平洋地域だけでなく、ヨーロッパに対しても観察できる。EU は日本にとってアメリカと並ぶ重要なグローバル・パートナーであり、民主主義、人権、法の支配、市場原理など普遍的価値を共有している（渡邊 2014: 15）。特にこの普遍的価値の共有という点が合意時に強調されたことは注目に値する。

経団連は 2007 年以降 3 回にわたって提言を発表し、EU との FTA 交渉の開始を求めている（作山 2015: 90）。同時期、経済産業省と外務省も EU との FTA を検討し始めたことを明らかにした（作山 2015: 91-92）。2011 年には韓国が EU との FTA を発効させたため、EU 市場における競争で不利になってしまうと日本を交渉開始に急がせた（渡邊 2014: 15）。しかし EU 側は日本との FTA は EU にとって有利でないとの判断から日本の呼びかけに応じてこなかった。背景には、EU の対日貿易赤字の常態化や日本車の輸入関税撤廃の脅威、EU の対日輸出の 7 割が既に無関税であったことなどがあった（寺田 2012: 262）。

この EU の態度が変わったのが 2010 年、日本が TPP 交渉への参加を検討する方針を表明した時のことである。FTA に関して EU は日本の非関税分野の規制緩和を課題としていた。TPP への参加に当たり日本が国内の規制を緩和・撤廃することは不可欠であり、EU もアメリカに追従して非関税障壁の撤廃を要求できるのではないかと考えたからである（寺田 2012: 262）。実際に欧州委員会は日本が非関税措置の軽減撤廃に十分に応じない場合には交渉開始 1 年後に交渉を中断する可能性も示唆していた（渡邊 2014: 16）。2013 年に入り、EU との EPA 交渉が開始された。EU はアメリカや中国との通商交渉を優先していたため漸進的な交渉となったが（梅島 2014: 99）、度重なる日本側の EU 訪問を経て 2017 年 7 月に大筋合意に至った。

合意の背景には世界的な保護主義の台頭への対抗がある。日 EUEPA は発効まで 2 年程度かかるとされている（NHK 2017b）。しかし本章末の表からわかるように、大筋合意から発効までにそれほどの時間を要した FTA・EPA は無い。さらに正式な発効には EU に加盟しているすべての国の議会の承認が必要なため、期間はさらに長くなる可能性がある（NHK 2017b）。このことから大筋合意を急いだことが予想できる——合意内容は明らかにされておらず、今後どの程度調整が必要なのか不明瞭なことからも同様に予想できる。元々日 EUFTA は 2015 年中の大筋合意を目標に交渉が進められていたが、交渉は農産物や自動車の関税を巡って調整が難航した。しかし 2017 年になると停滞していた交渉が加速したのである。それは自由貿易への求心力を高めるという狙いからである。EU は、活発な貿易が域内の企業の競争力を強化し、経済成長や雇用の拡大につながるとして自由貿易の推進を掲げてきた。EU 内部でも保護主義的な動きが見られる中で（NHK 2017b）日本と EU は合意を急いだと考えられる。これは大筋合意に際して外務省がその戦略的意義を「保護主義的な動きがある中で、日 EU が、自由貿易の旗手として、その旗を高く掲げ続けるとの強い政治的意思を示すことができたことは誇るべき成果であり、世界に対する力強いメッセージとなっている」（外務省経済局 2017: 2）と記したことからもわかる。

以上をまとめると、ヨーロッパに向けた日本の通商政策はリベラリズムの要素とコンス

トラクティブイズムの要素の混ざったものだと考えられる。交渉過程において日本は自動車と農産物において妥協しない姿勢を見せた。日本と日本企業の実益を重視していたことは、リベラリズムから理解できる。しかし、保護主義への対抗姿勢を共に見せるべく大筋合意を急いだことの意義は、自由貿易という理念を世界に発信することにあったと考えられる。合意内容が明らかにされない限り日本がどの程度実益を犠牲にして大筋合意を追求したのかはわからないが、自由貿易という政治的意思を示すことの意義はコンストラクティブイズムの立場から理解するのが容易である。

【表 1-1】現在の FTA・EPA 締結国（除 TPP）

	提案	交渉開始	大筋合意	発効
シンガポール	1999.12	2001.1	2001.10	2002.11
メキシコ	2001.6	2002.11	2004.3	2005.4
マレーシア	2003.5	2004.1	2005.5	2006.7
チリ	2004.11	2006.2	2006.9	2007.9
タイ	2002.5	2004.2	2006.9	2007.11
インドネシア	2003.9	2005.7	2007.8	2007.11
ブルネイ	2005.12	2006.6	2006.11	2008.7
ASEAN	2002.1	2005.4	2007.11	2008.12-
フィリピン	2002.8	2004.2	2004.11	2008.12
スイス	2005.4	2007.5	2008.9	2009.9
ベトナム	2005.12	2007.1	2008.9	2009.10
インド	2004.11	2007.1	2010.9	2011.8
ペルー	2008.11	2009.5	2010.11	2012.3
オーストラリア	2003.7	2007.4	2014.4	2015.1
モンゴル	2009.6	2012.6	2014.7	2015.2
EU	2011.5	2013.4	2017.7	
カナダ	2011.3	2012.11	*2014.11	
コロンビア	2011.11	2012.12	*2015.9	
中国・韓国	2010.5	2013.2	*2017.4	
RCEP	2011.11	2013.5	*2017.10	
トルコ	2011.7	2014.11	*2017.9	
GCC（湾岸協力会議）	2006.4	2006.9	*2009.3	
韓国	1998.12	2003.12	*2009.7	

（注）*は最新の交渉会合。

(出典) 外務省 HP より作成。

第2章 TPP への参加

前章では日本が FTA・EPA を推進するようになった過程を検討し、通商政策の変遷過程におけるリアリズム的要素、リベラリズム的要素、コンストラクティビズム的要素を明らかにした。本章では日本の TPP 参加過程・交渉過程を考察することで、TPP はリアリズム的要素、リベラリズム的要素、コンストラクティビズム的要素のすべての要素を併せ持つものであるという説明を提示する。

1. TPP の誕生

本節前半部分は TPP がどのように構築されていったのかを明らかにするものである。後半部分では日本の TPP への参加過程を整理し、日本の通商戦略を明らかにする。

アジア太平洋地域における地域統合や地域協力は APEC の場で行われてきた。APEC は 1989 年にアジア太平洋を跨ぐ国際経済面での協力のメカニズムとしてオーストラリアと日本が中心となって発足した。政治的な対立や体制の違いを乗り越えて経済面での協力を深めることを目的とした枠組みで、貿易・投資促進のための自由化努力を集団的に行う特徴を持つ(渡邊 2012: 19-20)。「集団的」とは APEC 独自の「協調的自発的自由化」に現れる。この仕組みは、個々の参加国は自国の自由化・円滑化プログラムを自発的に発表して自国のやり方で実施するというものである。相互に自由化計画と実施状況を観察することで自国の自由化計画が他国と同じ程度になるようにし、かつ約束通りに実施するようになるという考えに基づいている。この非拘束の自由化が APEC の特徴であった(山澤 2012: 175)。

1994 年に APEC 首脳会議でボゴール宣言が発表された。この宣言の中で、先進国は 2010 年、他の国は 2020 年までに貿易自由化を実現させるという目標が設定された。しかし 1997 年のアジア通貨危機により APEC の枠組みにおける自発的自由化は期待できなくなった(山澤 2012: 177)。

こうした APEC の自発的自由化の限界とそれによる自由化の失速にしびれを切らしたのがオーストラリア、チリ、ニュージーランド、シンガポール、アメリカである。この五ヶ国は APEC の折に別の自由化の道を目指して議論を始める。結局オーストラリアとアメリカが離脱し、2005 年に貿易協定の締結を発表した。チリ、ニュージーランド、シンガポールにブルネイが加わり、2006 年に P4 (Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement; 環太平洋戦略的経済連携協定) が締結された。この協定が TPP の原型とされている。第一の目的は APEC の自由化目標を共有してより広域の自由化につなげることであった(山澤 2012: 181)。

2010 年の APEC 首脳会議では FTAAP として三つの構想が認知された。一つ目が、中国が提案した ASEAN、日本、中国、韓国による EAFTA である。二つ目が、日本が提案した

ASEAN、日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インドによる CEPEA である。三つめが、P4 の 4 ヶ国にアメリカが参加して発展していた TPP である。このうち EAFTA と CEPEA は日中間の外交関係の悪化によって協議が停滞した(清水 2014: 41)。一方で 2010 年 3 月にアメリカはオーストラリア、ペルー、ベトナムと共に P4 の拡大交渉に参加し、続いて同年 10 月にマレーシアが、2012 年にカナダとメキシコが参加した。

アメリカはアメリカ抜きのアジア・太平洋地域の経済連携を阻止することに成功し、バラク・オバマ政権(当時)によるアジア重視政策が結実した(清水 2014: 41)。アメリカは TPP を 21 世紀型の FTA モデルと位置づけ、交渉を先行させることで多くの国を TPP に巻き込むなどアジア・太平洋地域の広域 FTA 形成に積極的に動いた。21 世紀型の FTA モデルとは、企業のグローバル化が進みサプライ・チェーンの効率化が企業の競争力を左右する中で、WTO で議論されてきた貿易自由化に留まらず投資、知的財産権、規制緩和など国内の貿易障壁をもその対象とする、これまでの枠を超えた新たな貿易ルールである(馬田 2014: 223-224)。こうした超国家的に企業の生産力を高めようとする姿勢は、企業の異質性に着目した新々貿易理論によってもっとも適切に説明できる。

この TPP に日本が 2013 年に参加した。最終的にアメリカによる 21 世紀型 FTA モデルを継承することになるのだが——第 3 章、第 4 章で明らかにする——日本はどのようにして TPP 参加を決めたのだろうか。以下で整理したい。

日本政府は 2009 年、前年のアメリカ・ブッシュ政権が TPP を推進し始めたのを受け、鳩山政権の下で検討を開始した(大矢根 2016: 63)。翌年 10 月、菅首相が TPP 交渉への参加を検討する方針を表明した。それは突然のことであったのだが、背景として次の三点があった。まず、対米関係である。東アジア共同体を提唱するなど中国との関係を重視した鳩山政権で日米関係が冷え切った状態にあったため、TPP による市場統合を契機とした安全保障体制の強化を図ったのである。第二に輸出の拡大である。アジア太平洋地域におけるルール作りに参加しそれを主導することで日本の経済成長と国内の雇用創出に繋がることを期待した。最後に、韓国の FTA 政策である。韓国は日本の三大輸出市場であるアメリカ、EU、中国に対して FTA 政策を積極的に推進していた。これまでに明らかにしたように日本政府には東アジアにおける FTA 競争に後れを取っているという認識があった。日本が被るだろう経済的・外交的不利益に対して危機感を抱いていたのである。特に韓国に関しては、輸出品において日本と競合する割合が七割と高く、日本の TPP 参加は韓国に後れをとらないという日本の輸出業界の要請に応える意味を持った(金 2016: 187-189)。菅首相は「FTAAP に向けた道筋の中で唯一交渉が開始している TPP 協定」と述べている(金 2016: 184)。前述した CEPEA ではなく TPP を選択した理由は交渉スピードにあったと考えられる。2011 年に野田首相は政策決定体制を修正して TPP 参加について早期の結論を出すことを目指した。同年 11 月の APEC 首脳会議で野田首相は事実上の TPP 参加表明をした(金 2016: 184)。

2012 年 12 月、TPP 交渉が「例外なき関税撤廃」を前提とする限り参加しないとした自

由民主党（以下、自民党）が政権復帰した。2013年2月、日米首脳会談の場において関税撤廃の例外を認める確認をした。更に7月の第23回参議院議員通常選挙においてその「例外」をコメ、麦、牛肉・豚肉、乳製品、砂糖の原料の五項目に定め、選挙直後に日本政府はTPP交渉への参加を決定した。当初は対米連携を図って交渉に臨んだが農産物関税を巡って交渉が難航した（大矢根 2016: 64）。結果、例外規定を設けることで一応の決着を見た。その例外規定とは、協定が発効してから7年後以降にアメリカなどから要請があった場合、日本の農林水産物の関税や輸入量が急増した場合に一時的に関税を引き上げる「セーフガード」の取り扱いについて再協議を行うというものである（NHK NEWS WEB 2017a）。

TPPに関する議論が本格化したのは菅首相がTPP交渉への参加を検討する方針を表明した2010年10月からで、それまではほとんど議論されていない（大矢根 2016: 65）。議論されるようになるとTPPへの認識の地方偏差が明らかになった。TPPへの反対派の多くが農業への打撃をその根拠としており、地方、特に北海道で反対派が顕著であった（大矢根 2016: 68）。2011年に行われた経団連会長と全国農業協同組合中央会会長との会談でも、産業界と農業界の対立が明らかであった（共同通信社 2011）。同年11月のAPECハワイ会合で野田首相がTPP交渉参加に向けて関係国との協議に入ることを表明した（馬田 2013: 18）が、結局民主党政権下では結論は出なかった。2012年に自民党が政権に復活し、安倍晋三首相による「アベノミクス」と呼ばれる経済政策が推進された。その中で「第3の矢」とされた成長戦略にはTPPへの参加が重要であった（馬田 2014: 230）。外務省はTPPを「アジア太平洋地域において、物品及びサービスの貿易並びに投資の自由化及び円滑化を進めるとともに、知的財産、電子商取引、国有企業、環境等幅広い分野で21世紀型の新たなルールを構築するための法的枠組み」と示していた（外務省 2017）。安倍政権の下では、TPPをアジア・太平洋地域のルールづくりとして捉え、それに参加、ひいては主導する意義を指摘する言説が民主党政権時代から4倍に増えた。同時に、経済的利益だけでなく外交・安全保障分野での副次的な利益——中国に対する牽制——も意識されている（大矢根 2016: 65）。また一方、総じて世論は当初から賛成派が反対派を上回っていた（テレビ朝日 2011、THE WALL STREET JOURNAL 2013など）。安倍政権は官邸主導で政策を決定してTPP交渉を進めた（大矢根 2016: 64）が、それを可能にした要因は、成長戦略の軸としてアジア・太平洋地域をリードするためにTPPが必要であったこと、安全保障上TPPへの参加が意義を持っていたこと、国民から比較的支持を受けていたことであった。

2. 交渉参加後の日本

2013年3月、日本はついにTPPへの参加を表明する。安倍首相はその記者会見において、以下のようにTPPの意義を語っている。

「TPPの意義は、我が国への経済効果だけにとどまりません。日本が同盟国である

米国とともに、新しい経済圏をつくります。そして、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値を共有する国々が加わります。こうした国々と共に、アジア太平洋地域における新たなルールをつくり上げていくことは、日本の国益となるだけではなくて、必ずや世界に繁栄をもたらすものと確信をしております。さらに、共通の経済秩序の下に、こうした国々と経済的な相互依存関係を深めていくことは、我が国の安全保障にとっても、また、アジア・太平洋地域の安定にも大きく寄与することは間違いありません。日本と米国という二つの経済大国が参画してつくられる新たな経済秩序は、単に TPP の中だけのルールにはとどまらないでしょう。その先にある東アジア地域包括的経済連携/RCEP や、もっと大きな構想であるアジア太平洋自由貿易圏/FTAAP において、ルールづくりのたたき台となるはずで

(首相官邸[2013]より引用)

この発言から日本は①経済効果、②新たなルールづくり、③安全保障という三つの意義を見出して TPP への参加に踏み出したことが明らかになる。前節でも述べたことと一致する。この三つの意義を前提に、本節では TPP 交渉に参加した日本の動きを追いかけて日本の通商政策を考察したい。しかし TPP の内容や交渉過程に関しては機密事項が多く、あまり明らかにされていない——日本政府側の説明によると、国内手続きを終えていない他国から公表を避けてほしいと要請されているという。そのため以下では NHK (2017a) と西川 (2017) を資料とし、大まかな交渉過程を見ていく。

与党内合意形成の遅れや農業関係者との調整の遅れにより (清水 2014: 41) 最後の交渉参加国となった日本は、2013 年 7 月の第 18 回ラウンドテーブルに初めて正式に参加する。この時点で既に日本以外の参加国は段階的に関税を撤廃して最終的に 100%の自由化率を達成するという合意に至っていた。しかし日本はそれに先立つ 2 月に日米首脳会談の場において関税撤廃の例外を認める確認をしていた。日本はそのセンシティブティをコメ、麦、牛・豚肉、乳製品、砂糖の五品目だと考えていた。そのため日本は TPP 交渉の場においてこの農産物五項目の関税維持を主張した。一方アメリカは日本へ完全な関税の撤廃、完全な自由貿易を求め、日本とアメリカの対立が明らかとなった。アメリカは自動車関税の撤廃の長期化 (30 年) を提案して日本に対する完全な自由貿易というプレッシャーを与えた。さらに厳しい原産地規則を持つ NAFTA が原因でカナダとメキシコも対立に巻き込まれた。この自動車の農産物五項目を発端とする対立によって TPP 交渉は終結せず、合意の延長が繰り返された。

しかし 2014 年頃からアメリカは態度を軟化させる。この態度の変化の背景には二つの事情が考えられる。一つは、中東や東欧での影響力の低下をアメリカが危惧したためである (NHK 2015a)。もう一つは、中国の台頭——次章第二節第一項で説明する——を危惧したアメリカが国内法を整備するなど TPP 合意を急いだためである (金 2016: 182)。交渉

が進み、2015年には日本とアメリカが合意に達した。日本は、政府備蓄米の備蓄機関を短くしてその追加分に輸入分を当てるという策を以ってコメの輸入拡大に合意した。アメリカも自動車関税の撤廃を当初より短い25年後とすることに合意した。その後も日本、アメリカ、カナダ、メキシコは協議を重ねて2015年10月のTPP大筋合意を迎えた。

アメリカと対立しながら交渉を進める中で、日本はオーストラリアやニュージーランドとの距離を縮めていっていた。

オーストラリアとはTPP交渉過程中に二国間FTAの交渉を再開して2014年に大筋合意に至っているなど関係は密接になった。この背景には、オーストラリアにとっても日本にとっても、TPP交渉におけるアメリカの強硬姿勢は不都合であり対抗する必要があったことが考えられる。二国間FTAは、日本の自動車製品とオーストラリアの農産物について互いに妥協をしながら、交渉再開からわずか半年足らずで大筋合意に至った。このスムーズさは日本とオーストラリアの関係の深さと両国によるアメリカへの対抗を象徴するものである。日本はFTAで牛肉の関税率の譲歩を勝ち取ったり、セーフガードを設置したりするなどして国内畜産業への影響を最小限に抑えることに成功した。オーストラリアもアメリカに対する先行利益を得ることができた。そして日本の思惑通り、オーストラリアがアメリカに先行して日本とのFTAに合意したことで、アメリカは焦って態度を軟化させていった。

ニュージーランドは酪農大国として貿易と農業振興における自由競争の重要性を提唱していた一方で、経済規模の小さい国としてTPPにおけるプレゼンスの低下を懸念していた。TPP交渉におけるアメリカ強構造を打破する上でもニュージーランドは日本と関係を強化する必要性があった。またニュージーランドにとって日本という大国市場へのアクセスの確保は、FTA戦略の中で最優先課題であった(作山 2016: 37)。TPP交渉におけるプレゼンス向上、日本への市場アクセス確保を目的に、ニュージーランドは乳製品市場に関する交渉において日本に妥協した。西川(2017: 309)は、乳製品の輸出枠について、ニュージーランドの本音は「少しでも現状より増えればいい」程度のものだったとしている。TPPの立役者で自由貿易の先導者であるニュージーランドは、アメリカに対抗する意味で日本へ接近したと考えられる。

また、オーストラリアとニュージーランドは、医薬品のデータ保護期間を巡ってアメリカと対立していた。その妥結点を探ったのは日本であった。アメリカの一点張りに対し、この項目について中間的な立場であった日本は、オーストラリアとニュージーランドへの理解を示した。そして互いの折衷案の実現に成功した。

日本はTPP交渉の中でオーストラリア、ニュージーランドと接近した。西川(2017: 249)もTPPでの対米交渉における基本的な考え方の一つが、オーストラリアやニュージーランドなどと農業分野で競わせる姿勢をちらつかせることで譲歩を引き出すことであったとしている(もう一つは、関税撤廃で自由競争をしたらアメリカが不利になる事もあると理解させることだったという)。日本のオーストラリア、ニュージーランドへの接近は、次章で

詳述する TPP11 の推進にも影響があると言えるだろう。

以上の交渉過程を国際関係理論の視点から国際貿易理論で補いながら考察する。本節の初めに述べたように、日本が TPP への参加を決めた要因として①経済効果、②新たなルールづくり、③安全保障の三つが考えられている。

リアリズムの視点からは③を説明することが出来る。リアリズムによれば日本の TPP 参加はアメリカという大国への追従と説明できる。アメリカとの安全保障体制・同盟関係を強化するため TPP へ参加したのである。しかし、アメリカとの同盟関係を強化するために、なぜ日米 FTA ではなく TPP を選択したのかという点において、リアリズムでは不完全な説明になってしまう。次章第二節第二項で詳述する韓国は日米 FTA を選択して安全保障の強化を図った。序章第一節で述べたように日本はアメリカから二国間 FTA を要請されると予想していた。その渦中においても TPP を推進することは、アメリカとの同盟関係の強化に繋がらない。

アメリカとの二国間 FTA について、西川 (2017: 34) は「日米二国間交渉では一方的に日本側が差し込まれる可能性が高く、マルチ交渉の方が日本にとって交渉カードが増えるというメリットがあった」としている。一国のメリットを重視するリベラリズムの視点からは①を実証できる。日本はアジア太平洋地域の経済成長を取り込んで日本企業の市場拡大を図るために TPP に参加したと考えることができる。しかし、この視点もまた問題を抱える。RCEP の方が TPP に比べて日本への経済効果が大きいことが指摘されており、中国や韓国といった貿易依存率が相互に高い国が参加していない TPP への参加や、RCEP の停滞を説明できないという課題がある。さらに、新々貿易理論に則ると、TPP のような自由貿易の強化によって利益を享受できるのは、生産性の高い、一部の大規模な多国籍企業だけである。前述したとおり FTA の利用率と企業の規模には正の相関関係がある。日本政府がうたう「中小企業の輸出拡大、海外進出」という意義は、国際貿易理論からは説明がつかないものである。経済産業省は日本の通商政策が国際貿易理論に則っているとしているので矛盾することとなる。

コンストラクティビズムの視点からは②を説明する。日本は TPP に参加することで、21 世紀型ルールと呼ばれる自由貿易を軸とした新たな規範へ参画したと考えるのである。しかしこの立場では、日本の TPP 参加の遅れが説明できない。21 世紀型ルールの構築は、アメリカが目指していたものであり、日本はむしろ市場規制や農産物保護などが原因となって 21 世紀ルールへの適応に時間を要した。事実、自動車関税の撤廃などにおいて、日本は 21 世紀ルールに反した、日本にとって不利な内容で、合意に至っている。新たなルール作りへの参画という点において肯定的な記述は多いが、TPP に関しては実態が伴っていないように見受けられる。

以上で日本が TPP への参加を決めた要因の①経済効果、②新たなルールづくり、③安全保障の三つを国際関係理論の立場から説明した。しかしリアリズムは安全保障を説明した。だが二国間 FTA ではなく TPP を選択したことを踏まえると説明としては不十分である。

リベラリズムは経済効果を説明した。しかし RCEP ではなく TPP を推進したことに対して十分な説明ができない。さらに新々貿易理論は「中小企業の輸出拡大、海外進出」が不可能であることを証明している。コンストラクティビズムは新たなルールづくりを説明した。確かに日本政府は 21 世紀型ルールの構築を謳っているが実態は伴っていなかった。よってどの理論も部分的な説明に留まり、十分な説明ができていない。果たして TPP に対する日本の通商戦略とはいかなるものであったのか。TPP11 に移行しそれを日本が推進する中で、その戦略意図がより明らかになっていく。その意図を第 4 章で後述する。

第 3 章 TPP11 への移行

1. アメリカの離脱に対する反応

本章では、冒頭に述べたアメリカの TPP 離脱に対する各国の反応を研究する。次章で述べる TPP11 に見られる日本の通商政策について理解するためには、各国の状況を把握することが有効だからである。

(1)カナダ

初めにカナダについて記述する。農産物分野で得市場開放を拒み続けていた点で日本と共通する一方で、TPP・TPP11 の交渉の場での消極的姿勢は日本と相反するためである。

カナダは全体として貿易依存度が高く、特にアメリカへの貿易依存度が高い。カナダ政府は貿易相手国の多様化を図ろうとしており（栗原 2014: 126）、2004 年に CETA（Canada-EU Comprehensive Economic and Trade Agreement; カナダ EUFTA）との交渉を開始するなど、新たな市場の獲得に注力した。一方で、1994 年に既にアメリカ、メキシコと NAFTA を締結したカナダにとって、TPP への参加はそれによって得られる利益が少ない。そのため、2006 年には、ニュージーランドの酪農製品との競合を危惧して、P4 交渉への参加を断念した（高橋 2011）。

しかし、2008 年にアメリカが TPP 交渉参加方針を表明すると、ハーバー首相（当時）が TPP 参加を目指すようになる。これは、アメリカと歩調を合わせたいカナダ政権の意向の表れである（藪 2016: 77）。そして 2011 年、日本に続いて交渉参加の検討を表明した。これは、日本の参加表明により、TPP が世界経済の 35% を占める協定へと拡大し、その重要性の高まりから（AFP 2011）、アジアでのパートナーシップの拡大という意義を認識したためと考えられる（Government of Canada 2013）。ただし、「カナダ自身の国益になると確信できたときにのみ交渉に参加するだろう」（AFP 2011）としており、慎重な姿勢は崩していなかった。

2015 年 11 月、保守党のハーバー政権から、自由党のトルドー政権へと、政権交代が起こる。これにより TPP への慎重な姿勢は強まり、2016 年 2 月の TPP 署名式で、国内の協定承認手続きに関して約束できないと主張するまでになる。自由党は自由貿易を推進する立場であり、FTA を競争力の源泉と捉えており、産業界も基本的には自由貿易を支持する

が、TPP 熱はそれほど高くないのが実情だったのである（藪 2016: 77）。

こうした経緯から、2017 年のアメリカの TPP 離脱に対する反応も、アメリカとの関係を重視したものであった。CETA の発効を目前に控え、カナダは TPP11 に消極的な姿勢を見せた。四月には FTA 交渉の再開を日本政府に要請した。カナダは TPP を日本の市場確保として捉えており、日本と FTA が締結できれば TPP の魅力がなくなると考えていたことがわかる。最終的には、2017 年 11 月の TPP11 首脳会合の中止・延期を引き起こすまでに、その消極的な構えは強くなった。結局 TPP11 は閣僚会合で大筋合意が発表されたが、継続して協議することになった四項目のうち一つは、カナダが主張したものであり、さらに、協議内容次第では署名式に欠席することを示唆している。

TPP11 には 2017 年 11 月に合意に至らなかった項目が四項目ある（TPP11 協定に定められている）。マレーシア、ブルネイ、ベトナム、カナダがそれぞれ協議の継続を要請している。カナダが求めるのは文化例外である。これは 2015 年の TPP の大筋合意に際してもカナダが要求していた点がある。TPP11 に際し見直しの対象となる規定は特定されていない。日本政府はカナダの要求の詳細が明らかでないこととしている。今後大きな修正を求めてくることも予想できる（菅原 2017: 5-6）。いずれにせよ、カナダが TPP11 に消極的な姿勢であることがわかる。

一方、カナダ政府は、TPP11 に優先して NAFTA の再交渉に力を入れている。2017 年 8 月から始まった NAFTA の再交渉は決着がついておらず、アメリカへの経済依存が強いカナダにとっては、再交渉の結果が国を大きく左右することになるのだ。このようなカナダ政府の動きを、カナダの産業界はおおむね支持している。アメリカの TPP 離脱を受けて、カナダ製造業・輸出業者協会は原産地規則について、カナダ酪農家協会は乳製品や供給管理に関する市場アクセスについて、再調整することを強く主張した（酒井、中溝、飯沼 2017）ことは、それを例証する。

このように、カナダは一貫して NAFTA を優先し、TPP・TPP11 に対して消極的な姿勢をとってきた。その要因はアメリカへの大きな貿易依存だと考えられ、今後の TPP11 への協力体制も不安視される。アメリカとの関係を前提とした通商政策を採る以上、TPP11 を推進する立場にはなれないのである。

(2) ニュージーランド・オーストラリア

続いて、ニュージーランドとオーストラリアについて考察したい。両国は、前章でも述べたように、TPP 交渉過程の中で日本が関係を強めた国であり、日本と共に TPP11 を主導した。この二ヶ国と日本には自由貿易を推進して 21 世紀型ルール作りの先導に立つという共通する通商戦略があったことを指摘する。

ニュージーランドは、2001 年にシンガポールと、極めて高いレベルの包括的な FTA を締結するなど、アジア太平洋地域において FTA の潮流をリードしてきた。ニュージーランドは、一次産品を中心に輸出依存度が高い（中でも乳製品の輸出への依存が圧倒的に高い）。

よってニュージーランドにとっての最優先課題は主要な輸出相手国の関税撤廃による市場アクセスの確保であった。オーストラリアとの競争力維持のためにも、アメリカや日本といった大国市場へのアクセスの確保の必要性が高まっていた。一方で相手国にとっては、ニュージーランドは FTA の締結相手国として忌避される多くの要素を抱えている。第一に人口規模や経済規模が小さく市場としての魅力に乏しい点である。第二に既に関税率が低いため FTA 締結による追加的なメリットが乏しい点である。第三に相手国に対して除外項目・品目を認めない点である。これらの要素からニュージーランドは FTA 締結に後れを取ってきた（作山 2015: 38-39）。

そこでニュージーランドは、シンガポールなどの自由化意識の高い小国同士で FTA を締結し、その自国に有利な自由化ルールの中に大国を巻き込む戦略を採った（作山 2016: 38-39）。ニュージーランドにとって TPP は通商戦略の成功を意味し、2015 年の TPP 大筋合意に際しては、アメリカと日本の市場へ参入できることを国民レベルで歓迎した（内閣府 2017a）。

アメリカが TPP を離脱するとニュージーランドはその姿勢を批判した。日本と共に TPP の内容の修正を最低限に留めることを目指した。2017 年 2 月に、ニュージーランドと日本の中で大臣レベルでの会談が行われた。その際二国間貿易の話は出ず、自由で公正な経済圏を作り上げるためのリーダーシップと協力が確認された。この会談内容から、二国が経済利益よりも TPP11 という 21 世紀型ルールの構築を重視するように変化していたことがわかる。5 月には TPP に必要な国内手続きを完了させ、TPP11 の早期発効を目指す声明を発表した。9 月に国民党から労働党に政権が移ったが、一貫して日本と共に TPP11 を推進する立場を採った。11 月の TPP11 の大筋合意に関しても、ニュージーランドにとって好ましい内容に改善されたと評価し、国内批判に対してはニュージーランド国内の法整備で解決できるとした（林・カリスターベイカー 2017）。

オーストラリアは、APEC を日本と共に発足させた国である。APEC を提案した背景には、NAFTA や EU といった特惠経済グループへの危機感があった。しかし、APEC という枠組み内での貿易・投資の自由化はオーストラリアの期待通りに展開せず、1990 年代末にはアジア太平洋地域に FTA ブームが起こる。すると、オーストラリアも、他国と平等な競争条件を創出するために、FTA 政策を推進する立場へ転換する（岡本 2016: 150-151）。日本、中国、韓国のすべてと FTA を結ぶなど、アジア太平洋地域に焦点を当てて FTA 政策を進めていった。オーストラリアは、中国と FTA を締結して経済関係を緊密化させながらも、民主主義体制や自由主義経済制度、法の尊重といった理念を重視してきた（岡本 2016: 162-164）。その点において、TPP 交渉に初期段階から参加し、分野によっては自国に好ましい結果を得ることができたことは、大きな収穫であった。TPP によって新たに FTA が締結されるのはカナダ、メキシコ、ペルーの三ヶ国で、オーストラリアにとってこれらの国々の貿易投資関係はそれほど重要ではない（岡本 2016: 166）。共通ルールの設定と、中国経済への過剰な依存の回避という二点が、オーストラリアにとって TPP に参加する大きな意

義だったのである（岡本 2016: 169）。そうした背景から、2015年にTPPが大筋合意に至った際は、大きな関税撤廃効果を認め、オーストラリア経済の強化・近代化に貢献することを期待していた（平木 2015）。

TPP交渉と同時期にオーストラリアは中国とのFTAの交渉も進めていた。両国は約10年にわたって交渉を進めていた。オーストラリアが総合的なFTAを提案したのに対し、中国側は先に着手しやすい領域からFTAを始めることを提案した。この対立から交渉が難航し（三宅 2016: 104）、オーストラリア国内では中国とのFTAに反対の論調が高まっていた。そのためオーストラリアはTPPを先行させた方が有利だと考えて交渉に協力的になったと考えられる（西川 2017: 312）。なお、オーストラリア・中国FTAは2014年11月に合意、2015年12月に発効している。

アメリカのTPP離脱に対しては「失望した」「オーストラリア政府は、TPPの利点について強く訴え続けていく」（NHK 2017a）など批判し、TPP11を提案した。2017年4月、日本と大臣レベルの会談を設置し、TPP11を日本とオーストラリアで主導していく決定をした（内閣府 2017b）。8月には、与党である自由党が、産業界のために貿易機会を拡大する方針を発表するなど、オーストラリアも、一貫して日本と共にTPP11を推進する立場を採った。

アメリカのTPP離脱以降、三ヶ国は共に自由貿易の推進を前提にアジア・太平洋地域における新たなルール作りを主導していくことに注力している。以上から、日本、オーストラリア、ニュージーランドはTPP11の意義を、経済的利益だけでなく、21世紀型ルールの構築とその先導という点に見出していた点で共通点を持っていたと考えられる。

(3)ベトナム

ベトナムは、TPPによって最もメリットを享受すると試算されていた国である（経済産業省 2017）。TPPの経済効果という側面を重視する場合、TPP11を推進する意義は乏しくなったことを指摘する。

指導部の強いリーダーシップの下で経済改革を行って2007年にWTOに加盟したベトナムに対して、TPPの実現を見据え、国内外から積極的な投資が行われていた。ベトナム国内でも法整備が行われ、TPP締結に向けた準備を進めていた。世界各国が輸出依存度と対米輸出依存度を軒並み下げている一方で、ベトナムはその依存度を高めていた（経済産業省 2017）。それほどベトナムにとってアメリカとFTAを締結できることの影響は大きく、アメリカのTPP離脱の影響もまた、大きかった。アメリカという巨大な市場への輸出拡大が出来る事を前提に、国有企業改革や外資規制の緩和などで大国の要求に応じて大きく譲歩したという、厳しいTPP交渉過程を踏まえると、その失望は非常に大きかったと想像できる。2017年1月、TPP発効に向けて日本と協力することで一致したが、一方でフック首相が「（アメリカの離脱で）ベトナムがTPPに参加するための十分な根拠がなくなった」と発言するなど、国内手続きを急ぐ必要はないという考えを明らかにした。そしてベトナム

ムは TPP の議会承認を見送った（楊 2017: 3）。

第一項（カナダ）でも述べたように、TPP11 には署名日まで協議を継続すると定められた四つの項目がある。その一つがベトナムの要求する紛争解決（貿易制裁）である。ベトナムは紛争解決に関する規定のすべての凍結を望んでいるわけではない。だが、TPP11 に際してベトナムが他国と折り合わなかったことは事実である（菅原 2017: 5）。この強気な姿勢は、TPP の大筋合意に際してアメリカの要求に大きく譲歩した姿と対照的である。

本項は TPP の経済効果を強く期待した国としてベトナムの状況を整理した。TPP から TPP11 への移行によりベトナム国内経済への効果は小さくなった。TPP11 への魅力を失ったベトナムは TPP11 に慎重な姿勢を見せた。自国に不利な項目については譲歩せずに継続協議を要求するなどその姿勢は TPP11 に積極的とは言えない。一方 TPP11 を主導する日本も、「TPP は実質日米 FTA」（西川 2017: 34）と称されるほど、その意義をアメリカとの貿易拡大に見出していた。日本とベトナムは、アメリカとの貿易拡大という共通の目的を持って TPP 交渉に参加してきた。しかしアメリカが離脱した TPP11 の交渉によって、両国の通商政策の違いが明らかになった。ベトナムの状況を踏まえ、次章で日本の通商政策の戦略を検証する。

2. TPP 不参加という選択肢

本稿は次章で日本が TPP11 を主導する理由を考察する。まず地理的・経済的に日本との関係が深い中国と韓国について本項と次項で述べる。両国の通商政策の特徴を捉え、TPP に参加しない背景を探る。第 2 章第 3 節第 1 項で考察したとおり東アジアの FTA 戦略は世界に後進していた。現在は日本と同様に中国、韓国もアジア・太平洋地域での FTA 政策を推進している。しかし日本と異なり TPP・TPP11 には参加していない。次章に先立ち両国の戦略を考察することで、本稿の目的である日本の通商政策の研究の深化を図る。

(1)中国

中国の通商政策の特徴は以下の三つである。まず、安全保障を重視する点である。中国は安全保障上の観点から戦略的に FTA を進めてきた。そのため他国も同様に戦略的に経済協力枠組みや FTA を利用しようとしているとみなす傾向が強い。次に、主導権の確保を重視する点である（三宅 2016: 116）。FTA が経済成長を促して国民の不満の軽減に繋がれば（三宅 2016: 112）党指導部や政府当局が主導権を確保できると考えているのである。最後に、中国中心のルール作りを進めている点である。この点に関しては後述する。以上の三つの特徴から読み取れる中国の TPP に対する対応は以下のとおりである。中国からは TPP がアメリカ、日本、あるいは日米共同の政治・外交戦略の手段と見える。アメリカが日本を取り込むことでアジアを分断しようとしている——日本は TPP と RCEP の双方の協議メンバーであるため中国は TPP 交渉に関する日本の動向を注視してきた——、日米がアジアにくさびを打ち込もうとしている、という見方ができるのである（三宅 2016: 117）。

中国は TPP に参加しても自国の通商戦略を全うできないのである。

中国は TPP に対抗して自国中心のルール作りを進めている。その動きを以下に二つあげる。

第一に、RCEP の推進である。前述のとおり中国は、TPP は日本とアメリカが一体となって中国に圧力をかけうる構造だと認識している。日本を RCEP に取り込めばその構造を打破することができ、RCEP という中国中心の勢力圏を作ることができる。日本・中国・韓国の三ヶ国間 FTA より中国・韓国の二国間 FTA (2015 年 6 月に正式署名) を優先して進めた背景には日本側を焦らせる狙いもあった (三宅 2016: 117)。中国は交渉の進む TPP に巻き返しを図る必要があったのだ (三宅 2016: 120)。RCEP は 2015 年末の妥結を目標としていた。しかし急激な自由化を嫌うインドの抵抗により交渉は停滞し、現在も合意は延長され続けている。インドの抵抗に対し中国はインドを RCEP から外す提案をしたとされ (三宅 2016: 118)、中国が、自国が主導できる RCEP の完成を強く望んでいることがわかる。

第二に、習近平政権下でのアジアインフラ投資銀行 (Asian Infrastructure Investment Bank; 以下 AIIB) の設立である。AIIB はアジア地域のインフラ整備と持続可能な発展を目的としている。イギリスやドイツやフランスなどのヨーロッパ各国、韓国や ASEAN10 ケ国やインドなどアジア・太平洋地域諸国など合計 57 ケ国が参加を表明している (金 2016: 181)。2015 年の AIIB 設立に先立ち、習政権は 2014 年の APEC 首脳会議において一帯一路構想を提唱した。これは①中央アジア (伝統的にロシアの勢力圏とされている)、②スリランカ、モルディブなどの海上諸国 (インドの影響力が台頭している) の二つのルートから中国中心の経済圏を築く国家戦略である (三宅 2016: 109)。伝統的な大国であるロシアや近年台頭しているインドを牽制しながら、アジア・太平洋地域でも日本とアメリカを牽制し、インフラ投資を主導していくとされる (金 2016: 182)。この牽制を受けたアメリカは TPP の合意に向けて交渉を加速させた (金 2016: 181)。

以上から中国が自国中心の国際システムの構築を目指していることがわかる。この政策の意図はリアリズムによる説明に一致する。中国は通商政策において経済的実益よりも安全保障戦略を優先している (三宅 2016: 111)。対抗的關係にあるとみなすアメリカ、日本、インドなどを牽制している (三宅 2016: 109) ことは、金 (2016: 35) がリアリズム的アプローチの下で予想した状態に一致する。つまり、中国がアメリカに代わって東アジア地域の覇権を握るには、中国が有益な国際システムを構築する必要があるということである。中国は自国主導の FTA ネットワークを構築してアジア・太平洋地域における国際秩序の再編につなげようとしている (三宅 2016: 110)。その動機付けとしては、リアリズムのアプローチから、中国がアジア・太平洋地域での覇権の獲得を目指しているとするのが妥当である。

(2)韓国

韓国の通商政策を考察する上で日本との共通点に着目する。韓国の産業構造は日本と類似している。国際競争力のない産業として農業をはじめとする第一次産業が存在している。先述したように輸出産業に関しても日本と競合する割合が七割と高い。FTA 推進への歴史的過程も日本と類似する。以下、韓国の通商政策の転換を大まかに整理した上で、韓国の TPP への姿勢を記して日本との比較を試みる。

韓国は 1960 年後半以降国内産業保護と加工貿易立国を両立させて急速な工業化と経済成長を経験した（大西 2016: 126）。1993 年に発足した金泳三政権は保護貿易主義から貿易自由化・国内市場開放へ通商政策を転換させた。この転換には第一に財閥主導経済と経済格差問題への解決策としての、第二に EU や NAFTA など地域単位の経済圏とのグローバル競争への対策としての意味があった（大西 2016: 127）。この時点で韓国の通商政策は GATT・WTO 体制の多国間主義を原則として自由化を進めていた。

1997 年のアジア通貨危機は国外から韓国への自由化圧力に繋がった（後述参照）。これを機に韓国は WTO 中心主義から FTA 推進へと通商政策を転換させる。要因は以下の四つである。第一に、韓国が外的圧力に弱いためである。日本の貿易依存度が 20% であるのに対し、韓国のそれは 80% 以上である。貿易依存度が高いため自由化を求める外的圧力に弱いのである。第二に、貿易体制の自由化を進めているためである。1997 年のアジア通貨危機で外貨が底をついた韓国は、国際通貨基金から緊急融資を受ける条件として新自由主義改革を約束させられた。以降韓国の経済政策・貿易政策は一貫して自由化を追求していくこととなる。加えて、自由化を積極的に追及する姿勢が、経済危機からの信頼回復に繋がると韓国政府は考えた。第三に、小選挙区中心の選挙制度を採用しているためである。国会議員は選挙区全体の利益を体表する傾向が強くなり、特定の業界団体の利益を国会に反映させにくくなる。日本の国会は業界団体の利益を重視する傾向がある。一方で韓国は国会が社会全体の利益を代表するため類似する産業構造に反して FTA 政策を早く推進できたと考えられる（大西 2016: 124）。第四に、WTO の機能不全である。EU や NAFTA などの地域主義の台頭は、韓国を含む東アジア諸国の FTA 推進への転換を加速化させた（金 2016: 162）。

以上の理由から韓国政府は、安定的な輸出市場の確保と海外投資の積極的誘致のためには FTA が決定的な要素だという認識を抱くようになった（金 2016: 163）。1998 年 4 月には、水産物や林産物などの国内政治的に敏感な分野も含めた全面的な貿易自由化交渉への参加を表明した。これは日本が多くの品目を自由化対象から外す旨を表明したのと対照的である。2003 年に発足した盧武鉉政権以降韓国政府は諸外国との FTA を急増させる。現在、韓国は東アジアで最も多くの二国間 FTA を締結している国となっている（金 2016: 160）。

韓国がアジア諸国の中でも傑出した FTA 大国へと変貌する中でとりわけ重視したのがアメリカとの FTA である（大西 2016: 130-131）。経済大国である日本と中国に挟まれている韓国は、自国のプレゼンスの維持をアメリカとの FTA に見出した。日本は農産物の問題が原因でアメリカや EU との貿易自由化に踏み込むことが出来ずにいた。韓国はアメリカと

の FTA を締結することで一挙に国際競争上優位に立てると考えたのである（大西 2016: 131-132）。

米韓 FTA を推進したもう一つの理由は、外交・安全保障的意義である。2000 年代、韓国とアメリカは対北朝鮮対策や在韓米軍問題を巡って関係が悪化していた。FTA の締結によって関係を改善させ、アメリカとの同盟関係を強化する狙いもあったのである（金 2016: 170）。

アメリカとの FTA に反対したのは進歩派の市民団体だった。進歩派勢力は米韓 FTA を貿易問題としてではなく民族・自主・主権の問題として捉えた。FTA の締結によりアメリカがこれらを侵害し、文化的・経済的にアメリカに従属させられるとして反対した。この反対に対し、盧武鉉政権と続く李明博政権は対外経済開放こそが韓国を発展に導くと考えた（大西 2016: 136）。韓国政府は国内の議論が白熱する中アメリカとの交渉を進めた。韓国政府は農業分野での支援金を設定したり、交渉チームとは別に国内の反対派を説得するチームを編成したりするなど対策を練った（金 2016: 172）。反対派の勢いを収め、2012 年 3 月に米韓 FTA を発効させた。

以上のように二国間 FTA を推進してきた韓国は、TPP への参加には慎重な姿勢を見せていた。チャン（2015）によれば二つの背景事情がある。

第一に、中国への配慮である。TPP 交渉が本格化した時期、韓国は中国などとの大型 FTA の交渉が集中していた（日韓関係が極度に悪化していた時期でもあった）。また、韓国は TPP ではなく中国が主導する RCEP の方に熱心だった（後述するが韓国にとっては RCEP の方が大きな経済効果を得られる）。これらのことは 2015 年に TPP が大筋合意に至った際に韓国政府が「2008 年に米国が TPP 参加を宣言した際韓米はすでに FTA 交渉がまとまっていたが、中国とは FTA 交渉を進めようとしている最中だった。李明博政権は中国との交渉に集中するのが望ましいと判断した」と説明したことからも明らかである。

第二に、効果の小ささである。韓国は前述したアメリカとの FTA の他、TPP 参加国のうち日本とメキシコを除く 10 ヶ国と FTA を締結している。韓国にとって TPP は実質日韓 FTA なのである。冒頭に述べたように日本と韓国は国際市場において競合する品目が多い。韓国の三行のうち日本に対して優位性をもっているのは電気・電子、鉄鋼程度である。TPP に参加して日本との市場開放に踏み切るリスクは小さくない。一方 RCEP は貿易規模・人口規模が TPP より大きく、韓国と FTA を結んでいない参加国も多い。韓国は TPP による実益が小さくないと判断し、TPP 参加へ慎重な姿勢を採ったのだ。

前半に記述したように、韓国は日本と類似した通商政策を採ってきた。しかし日本より早い段階でレベルの高い貿易自由化を志向したため、日本と異なり FTA 先進国となった。その結果 TPP に参加するメリットが小さくなり、二国間 FTA を推進し続けた。しかし世界の趨勢は二国間協定ではなく広域 FTA に変化している。大西(2016: 142)と金(2016: 176)は広域 FTA の趨勢が要因となって韓国の通商政策のあり方が変化する可能性を指摘している。加えて現在韓国はアメリカとの FTA の再交渉に臨んでいる。米韓 FTA が今後どう変

化するかは不透明であり、韓国の通商戦略に影響を及ぼす可能性は否定できないだろう。

第4章 日本が TPP11 を主導する理由

本章は、これまで考察してきた日本の通商政策、各国の FTA・TPP・TPP11 戦略を基に、日本が TPP11 を主導する理由を分析する。筆者はコンストラクティビズム的アプローチでその理由の説明を試みる。

日本は、アメリカが TPP に復帰する可能性を考慮に入れながら、TPP11 を推進する方針を採った。2017 年 3 月、アメリカの TPP 離脱を受けて TPP 閣僚会合が開催され、アジア太平洋地域における経済統合について議論された。続く 5 月の閣僚会合では、TPP11 の早期妥結が目指された。この過程で、日本はハイスタンダードな合意内容を早期に実現すべく、議論を主導していった（経済産業省 2017）。オーストラリアやニュージーランドと協力体制をとり、7 月以降、日本が主導して凍結項目の選定作業を行った。共同議長国として精力的に二国間協議を行い、TPP11 の実現に向けて動き出して六ヶ月足らずで大筋合意を達成したことは、高く評価されている。TPP と比較しても、日本が今回ほどリーダーシップを発揮した多国間通商交渉は近年なかったという（菅原 2017）。さらに、日本は、TPP11 に併せて、ダナン宣言の採択を主張した。これはアメリカの TPP 離脱などに見られる保護主義を明確に批判する内容で、自由貿易という理念を強調している（以下、ダナン宣言より抜粋）。このようなアメリカへの対抗姿勢が明記されることは、注目に値する。

「我々は、アジア太平洋地域における自由で開かれた貿易・投資に関するボゴール目標を達成することにコミットする。我々は、貿易・投資への WTO 非整合的な障壁に対処するための行動を加速させ、2020 年までのボゴール目標の達成に向けて具体的な行動をとることで一致する。また、我々は、無差別的で、相互主義的で、互恵的な貿易・投資枠組みの重要性に留意する。我々は、貿易をより包摂的にし、市場にアクセスする機会の改善を支援し、不公正な貿易慣行に対処するために協働する。我々は、政府及び関連主体による市場歪曲的な補助金及びその他の支援措置の撤廃を緊急に求める。」

「我々は、ルールに基づき、自由で、開かれた、公正で、透明性があり、かつ包摂的な多角的貿易体制を支持する APEC の極めて重要な役割を強調する。我々は、WTO が直面する課題に適切に対処し、以て我々の全ての人々及びビジネスに利益をもたらすために、交渉、モニタリング及び紛争解決機能を含めて、WTO の機能を改善するために協働することにコミットする。我々は、WTO ルールが効果的で適時に実施されることが確保されるよう取り組む」

「我々は、投資及び雇用の創出を促すような環境を目指して努力する。我々は、開かれた市場を追求する中で、APEC がリーダーシップを継続することを通じて、公平な競争

条件を確保するよう取り組む。我々は、スタンドスティールへのコミットメントを 2020 年末まで延長する約束を想起し、正当な貿易防衛措置の役割を認識しつつ、全ての不公正な貿易慣行を含む保護主義と闘うことに改めてコミットする」

「我々は、ボゴール目標の達成期限が近づき、APEC が創設後 30 年を超えようとしている中、2016 年にペルーで開始され、ベトナムで前進した、2020 年及びその後の APEC に関する検討を高く評価する。我々は、APEC が 2020 年までに地域における自由で開かれた貿易・投資を実現するための取組を強化し、また、戦略的、野心的かつ行動志向的な自らの将来像を設定することを期待する」

この自由貿易という理念を発信する意識は、TPP11 に際して認識されたと考えられる。それは通商白書の表記に変化があるからである。TPP に関し、経済産業省は 2015 年の経済白書ではその意義を経済効果の側面から説明していた。しかし、2017 年版の通商白書では、「米国の TPP 離脱表明をはじめ、世界で保護主義の風潮が高まる中、我が国は自由貿易の旗手として、自由で公正な市場を、アジア太平洋地域をはじめ世界に広げていくことを目指していく必要がある」と明記するなど、「自由貿易を推進するリーダーシップ」を強調していたのである。アイデア次元の動きが地域レジームに繋がった例として APEC を前述した。APEC はコンストラクティビズム的アプローチから説明されたものである。日本が TPP11 を主導する理由についても、自由貿易という理念が TPP という地域レジームに結実したと考え、コンストラクティビズムの立場から説明を試みる。初めに金（2016）の研究から国際関係理論の三つの視点においてコンストラクティビズムが本稿のテーマの答えに適することを説明する。続いて、大矢根（2013）が定めたコンストラクティビズムの三つの要素を満たすかどうかを確認する。

序章第二節第三項で整理したとおり、金（2016）は東アジアの地域統合について、リアリズム、リベラリズム、コンストラクティビズムのアプローチを試みている。

リアリズム的アプローチの下では、覇権国が他の国々に対して利益を提供できる国際システムを構築・維持し、覇権国以外の国は自ら国際システムを築くことなく、円滑な経済活動を行うことができる。アメリカは TPP から離脱し、アジア・太平洋地域の覇権争いから手を引いた。リアリズムに則れば、次なる覇権を中国が握るべく、中国中心の地域レジームが誕生するはずである。しかし、アメリカの TPP 離脱以降 RCEP や日中韓 FTA の交渉が進行した事実はない。アメリカの代わりに中国を TPP に参加させてアジア・太平洋地域の広域 FTA を完成させるという案もあった。日本はダナン宣言によってアメリカを批判し、安全保障をアメリカに大きく依存する上で少なからずその体制に影響があったと考えられる。他の大国に接近し追従することが予想されるが、結局中国に TPP への参加を依頼することはなかった。前章で考察したカナダはアメリカとの同盟関係を重視し、TPP11 に消極的な構えを見せた。一方で日本はアメリカの保護主義を批判し、自由貿易体制を主張

し続けている。よってリアリズムでは日本が TPP11 を主導する理由を説明できないと言って良いだろう。

リベラリズム的アプローチは TPP に関しても不完全な説明しかできなかったが、TPP11 に際してもやはり批判に値する。リベラリズムの視点からは経済的な依存関係が国際関係を規定するとされる。アメリカの TPP 離脱に対し、ベトナムは明らかな落胆を見せた。アメリカとの経済関係の強化が TPP 参加の決定要因だったためである。ベトナムは TPP11 に慎重な構えを見せ、継続協議事項を要求した。対照的に日本は「実質日米 FTA」と言われた TPP の発効が不可能となってもアメリカとの二国間 FTA に応じない構えであった。さらに TPP より経済効果の大きい RCEP などに通商政策の優先順位を置くこともなかった。よってリベラリズムでは日本が TPP11 を主導する理由を説明できない。

コンストラクティビズム的アプローチは、諸国家がアイデアと規範（特に政策に関する規範）を共有することで制度化が進み、新しいアイデンティティが形成されるとする。これに関し金は、アジア太平洋地域の諸国家が FTA に向けた強い政策規範を抱えている中で、多国間 FTA が進んでいないことを、そのアプローチの問題点としていた。しかし、TPP・TPP11 はまさにその不足していた「多国間 FTA」であり、その意義の一つに 21 世紀型ルールの構築という強い政策規範が観察できる。

このコンストラクティビズム的アプローチは、TPP11 に見られる日本の通商政策にも適用できる。日本が WTO と FTA の重層的な貿易体制を選択したことに対し、FTA・EPA を締結する世界の潮流に乗り遅れたこと、また、それゆえに日本企業が不利益を被ることが研究結果に表れたことが、その選択の要因として考えられた。農産物の保護を交渉条件にするなど、その姿勢は自由貿易という理念に起因したものだと考えにくかった。しかし、TPP 交渉の中で、日本は、自由貿易の風紀委員と呼ばれるニュージーランドやオーストラリアと距離を縮めていった。そして、TPP11 の締結に当たっては、早期の合意を主導する立場として協力体制をとるまでになり、その二ヶ国と同様に、日本は自由貿易理念を強調するようになった。¹

以上、金（2016）の研究をベースに、国際関係理論の各アプローチから日本が TPP11 を主導する理由を検証してきた。続いて大矢根（2013）の研究を基に、コンストラクティビズム的アプローチを補強したい。コンストラクティビズムの三つの要素は①社会的構成、②国際構造との相互作用、③アイデアである。TPP11 に置き換えると、以下のように説明できる。

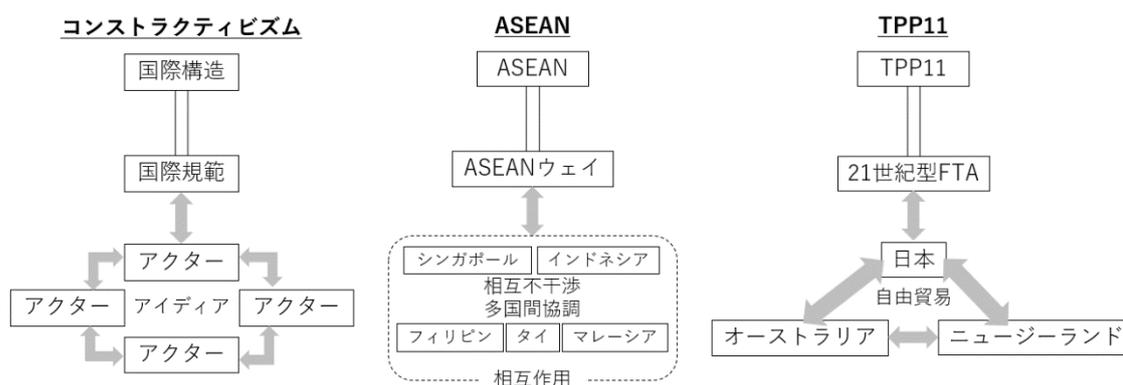
当初日本は FTA を前提とした自由貿易理念の広がる世界に付いて行く立場であった。自

¹ 前述のダナン宣言は APEC（と APEC が採択したボゴール宣言）の正当性を主張している。APEC がオーストラリアと日本によって設立されたこと、ニュージーランドは APEC から P4 を構築したことは、これら三ヶ国が TPP11 を主導した事実に関係があるとも考えられる。だが推測の域を出ないため、本稿ではここに留めておく。

由貿易理念を主張していたのは事実である。しかしアジア・太平洋地域内での経済関係を強化して自国に経済効果をもたらすことが FTA 戦略の発端であった。また、TPP に関してはアメリカとの同盟や中国への牽制が TPP 参加の大きな効果とされた。自由貿易というアイディアは、日本の国際関係を規定するものではなかったのである。

TPP の交渉過程の中で、日本はオーストラリア、ニュージーランドと接近した。両国と関係を深める中で日本は自由貿易という③アイディアを①社会的に構成し、自らの規範として身に付けた。アメリカが TPP を離脱して保護主義的政策を採るようになると、その姿勢を批判した。これは国益ではなく規範に基づいて適切な行動を選択したと考えられ、TPP・TPP11 という②国際構造との相互作用の結果だと考えることができる。

大矢根 (2013) がコンストラクティビズムによる地域統合の例として挙げていた ASEAN を TPP11 に置き換えて以下の図に示す。日本は自由貿易というアイディアを共有するオーストラリア、ニュージーランドとともに 21 世紀型 FTA の構築を目指し、結果 TPP11 という国際構造が誕生したのではないだろうか。日本が TPP11 を主導する理由は、コンストラクティビズム的アプローチでのみ説明し得ると考えられる。



(筆者作成)

終章

1. 本稿のまとめ

本稿は、TPP11 をゴールに日本の通商政策を歴史的に考察し、他国の通商政策も考慮に入れながら、日本が TPP11 を主導する理由を明らかにした。

第一章では、GATT・WTO 体制下での多国間貿易主義から FTA の推進への転換を、リアリズムからリベラリズムへの転換と結び付けて説明した。

第二章では、日本の TPP 参加に対し、リアリズム、リベラリズム、コンストラクティビズムの三つの視点から説明した。加えて、日本が、アメリカが TPP で構想した 21 世紀型ルールを継承したこと、自由貿易理念を重視するオーストラリアやニュージーランドと関係を強めていったことを観察した。

第三章ではアメリカの TPP 離脱以降の TPP11 へのシフトに際し、注目に値するいくつかの TPP 参加国の通商戦略を考察した。加えて、TPP に参加しない選択肢に関しても、中国、韓国の通商政策史をまとめることで留意した。

そして第四章でなぜ日本は TPP11 を主導したのかというリサーチ・クエスチョンに対し、国際関係学の観点から検証した。ダナン宣言で明らかになった日本の自由貿易理念の探求姿勢を、コンストラクティビズム的アプローチで分析した。加えて日本は TPP の参加・交渉過程でオーストラリア、ニュージーランドとともにアクターとなり、コンストラクティビズムの要素である①社会的構成、②国際構造との相互作用、③アイディアを実践したことを立証した。こうして日本政府の TPP11 を推進する姿勢を理論づけ、TPP・TPP11 に関する研究に新たな視座を提供した。

2. 今後の課題

本節では本稿の課題を述べる。本稿の目的は日本が TPP11 を主導する理由を学際的なアプローチで説明することであった。しかし日本政府は、アメリカの TPP 復帰を望んでおり、それを想定して TPP11 の交渉に臨んだ。本稿では日本政府がアメリカの TPP 復帰を望む意図を研究するに至れなかった。今後アメリカが TPP に復帰した場合や日本がアメリカからの FTA 締結要請に応じた場合などを想定すると、新たな検証が必要となる。

また、日中韓 FTA や RCEP など別の広域 FTA に関する日本の通商政策を考察できなかった。日本政府は、TPP は将来的に FTAAP へと拡大するという認識である。FTAAP へと拡大する中で日中韓 FTA や RCEP との擦り合わせが必要となる。その過程で日本が放棄した CEPEA 理念が復活する可能性などもある。アジア・太平洋地域における別の経済統合枠組みを比較に加えることで、TPP・TPP11 に関する日本の通商戦略をより精細に研究できたと考える。

さらに、TPP・TPP11 の交渉内容が不明瞭であることも研究の限界であった。TPP・TPP11 ともに発効段階には至っていない。本稿は、協定の詳細が明らかにされていない中で、日本政府の政策意図を考察したものである。分析が限定的になったことは認めざるを得ない。

参考文献

- AFP (2011)「カナダも TPP 交渉参加を検討」、2011 年 11 月 13 日、<http://www.afpbb.com/articles/-/2840474>
- Government of Canada (2013)「日加間の貿易・投資関係の拡大は雇用創出、成長、長期的繁栄をもたらす」、2013 年 4 月 25 日、<http://www.canadainternational.gc.ca/japan-japon/highlights-faits/media-20130425.aspx?lang=jpn>
- NHK NEWS WEB (2017a)「今さら聞けない T P P 基本がわかる 19 のカード」、2017 年 5 月 23 日、<https://www3.nhk.or.jp/news/imasaratpp/index.html>
- NHK NEWS WEB (2017b)「日本と E U E P A 交渉妥結」、2017 年 12 月 8 日、<https://www3.nhk.or.jp/news/special/eu-epa/>
- THE WALL STREET JOURNAL (2013)「安倍内閣支持率さらに上昇—TPP 交渉参加、過半数が支持」、2013 年 3 月 19 日、<http://jp.wsj.com/articles/SB10001424127887324823704578369181944546510>
- 赤根谷達雄 (2010)「自由貿易体制」、田中明彦・中西寛編『新・国際政治経済の基礎知識』、有斐閣ブックス、25-27 ページ
- 赤根谷達雄 (2010)「GATT・WTO 下の貿易自由化」、田中明彦・中西寛編、『新・国際政治経済の基礎知識』、有斐閣ブックス、155-157 ページ
- 赤根谷達雄 (2010)「WTO(世界貿易機関)」、田中明彦・中西寛編『新・国際政治経済の基礎知識』、有斐閣ブックス、193-195 ページ
- 赤根谷達雄 (2010)「FTA(自由貿易協定)/EPA(経済連携協定)」、田中明彦・中西寛編『新・国際政治経済の基礎知識』、有斐閣ブックス、196-197 ページ
- 荒木一郎 (2013)「日本と GATT/WTO 体制」、2003 年 7 月 30 日、<https://www.rieti.go.jp/jp/events/bbl/03073001.html>
- 安藤光代 (2012)「FTA の経済効果と課題」、山澤逸平・馬田啓一・国際貿易投資研究会編『通商政策の潮流と日本』、勁草書房、40-58 ページ
- 石川卓 (2015)「パワーと国益」、村田晃嗣・君塚直隆・石川卓・来栖薫子・秋山信将『国際政治学をつかむ[新版]』、有斐閣、67-78 ページ
- 石川卓 (2015)「対立と協調」、村田晃嗣・君塚直隆・石川卓・来栖薫子・秋山信将『国際政治学をつかむ[新版]』、有斐閣、79-89 ページ
- 石瀬寛和 (2012)、「国際貿易論の近年の進展：異質的企業の貿易行動に関する理論」、日本銀行金融研究所、『日本銀行金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズ』、1-57 ページ
- 石田淳 (2010)「コンストラクティビズム」、田中明彦・中西寛編『新・国際政治経済の基礎知識』、有斐閣ブックス、37 ページ
- 石戸光 (2012)「APEC ハワイ会議の論点」、山澤逸平・馬田啓一・国際貿易投資研究会編『通商政策の潮流と日本』、勁草書房、192-210 ページ
- 伊藤元重・下井直毅 (2009)「バブル・デフレ期における日本の通商政策」、内閣府経済社会総

- 合研究所『国際環境の変化と日本経済』第3巻、80-122 ページ
- 稲葉守満 (2011) 『国際貿易政策論入門』、時潮社
- 井上裕司 (2016) 「国際統合理論に関する一考察—特惠的貿易協定への開放経済政治学アプローチ」、『阪南論集 社会科学編』第51号3、123-136 ページ
- 馬田啓一 (2013) 「TPP と新たな通商秩序：変わる力学」、石川幸一・馬田啓一・木村福成・渡邊頼純編『TPP と日本の決断』、文眞堂、3-23 ページ
- 馬田啓一 (2014) 「TPP 交渉と日本の通商戦略」、石川幸一・馬田啓一・渡邊頼純編『TPP 交渉の論点と日本—国益をめぐる攻防—』、文眞堂、216-236 ページ
- 梅島修 (2014) 「国内産業の保護に配慮した FTA 規定——繊維製品の原産地規則・諸制度を例として——」、石川幸一・馬田啓一・渡邊頼純編『TPP 交渉の論点と日本—国益をめぐる攻防—』、文眞堂、92-104 ページ
- 浦田秀次郎 (2011) 「なぜ政府は貿易に介入するのか」、浦田秀次郎・小川英治・澤田康幸『はじめて学ぶ国際経済』、有斐閣、27-49 ページ
- 浦田秀次郎 (2011) 「なぜ地域統合が行われるのか」、浦田秀次郎・小川英治・澤田康幸『はじめて学ぶ国際経済』、有斐閣、50-73 ページ
- 大西裕 (2016) 「韓国——自由貿易主義への転換」、大矢根聡・大西裕編『FTA・TPP の政治学 貿易自由化と安全保障・社会保障』、有斐閣、123-143 ページ
- 大矢根聡 (2013) 『コンストラクティヴィズムの国際関係論』、有斐閣ブックス
- 大矢根聡 (2016) 「FTA・TPP の政治学」、大矢根聡・大西裕編『FTA・TPP の政治学 貿易自由化と安全保障・社会保障』、有斐閣、1-17 ページ
- 大矢根聡 (2016) 「経済的要因と安全保障・社会保障要因」、大矢根聡・大西裕編『FTA・TPP の政治学 貿易自由化と安全保障・社会保障』、有斐閣、21-36 ページ
- 大矢根聡 (2016) 「日本——安全保障の期待と社会不安」、大矢根聡・大西裕編『FTA・TPP の政治学 貿易自由化と安全保障・社会保障』、有斐閣、53-74 ページ
- 岡本次郎 (2016) 「オーストラリア——経済的利益と地域経済秩序の追求」、大矢根聡・大西裕編『FTA・TPP の政治学 貿易自由化と安全保障・社会保障』、有斐閣、145-157 ページ
- 外務省 (2000)、『平成12年版 外交青書』、外務省
- 外務省 (2017) 「環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定交渉」2017年6月13日、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/>
- 外務省経済局 (2017)、「日EU経済連携協定 (EPA) に関するファクトシート」、2017年12月15日、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000270758.pdf>
- 菊地徹 (2007) 『コミュニケーションネットワークと国際貿易—貿易理論の新展開』、有斐閣
- 金ゼンマ (2016) 『日本の通商政策転換の政治経済学』、有信堂
- 共同通信 (2011) 「TPP で経団連と全中が会談 主張は平行線に終始」、2011年11月9日、<http://web.archive.org/web/20130429143859/http://www.47news.jp/CN/201111/CN2011110901000631.html>

- 栗原武美子 (2013) 「リーマン・ショック以降のカナダ経済の動向」、『経済論集』39 巻 1 号、17-1137 ページ
- 経済産業省 (2015) 『平成 27 年度版 通商白書』、経済産業省
- 経済産業省 (2016) 『2016 年版不正貿易報告書』、経済産業省
- 経済産業省 (2017) 『平成 29 年度版 通商白書』、経済産業省
- 齋藤高志 (2015) 「国際分業関係の細分化と国際貿易理論の新動向に関する一考察」、『日本大学大学院総合社会情報研究科紀要』第 16 号
- 酒井拓司・中溝丘・飯沼里津子 (2017) 「トルドー首相、TPP 協定締結は急がずと表明ーカナダ産業界も首相判断をおおむね支持ー」、日本貿易振興機構、2017 年 11 月 16 日、<https://www.jetro.go.jp/biznews/2017/11/f2aa30a4c41511af.html>
- 作山巧 (2015) 『日本の TPP 交渉参加の真実』、文眞堂
- 時事通信社 (2017) 「早期発効へ本格検討＝7 月に日本で交渉官協議ー T P P 閣僚会合」、2017 年 5 月 21 日、<http://www.jiji.com/jc/article?k=2017052100115&g=eco>
- 柴山千里 (2011) 「世界経済危機と保護主義の拡大懸念」、馬田啓一・浦田秀次郎・木村福成編『日本通商政策論』、文眞堂
- 清水一史 (2014) 「TPP と東アジア経済統合」、石川幸一・馬田啓一・渡邊頼純編『TPP 交渉の論点と日本一国益をめぐる攻防ー』、文眞堂、33-46 ページ
- 首相官邸 (2013) 「平成 25 年 3 月 15 日 安倍内閣総理大臣記者会見」、2013 年 3 月 15 日、https://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/statement/2013/0315kaiken.html
- 菅原淳一 (2017) 「大筋合意に至った TPP11」、みずほ総合研究所、2017 年 11 月 13 日、<https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/pl171113.pdf>
- 高橋俊樹 (2011) 「カナダと TPP」、国際貿易投資研究所、2011 年 10 月 18 日、<http://www.iti.or.jp/flash148.htm>
- 田中鮎夢 (2015) 『新々貿易理論とは何かー企業の異質性と 21 世紀の国際経済ー』、ミネルヴァ書房
- チャン・ウォンソク (2015) 「韓国を悩ます「TPP 出遅れ参加」の損得勘定」、東洋経済、2015 年 11 月 4 日、<http://toyokeizai.net/articles/-/91013>
- 寺田貴 (2012) 「日米の APEC 戦略と TPP : 「閉じられた地域主義」と国内政治の行方」、山澤逸平・馬田啓一・国際貿易投資研究会編『通商政策の潮流と日本』、勁草書房、249-269 ページ
- テレビ朝日 (2011) 「2011 年 11 月調査」、2011 年 11 月 1 日、<http://www.tv-asahi.co.jp/hst/poll/201111/>
- 内閣府 (2017a) 「石原大臣による記者会見の概要」、2017 年 2 月 8 日、http://www.cas.go.jp/jp/tpp/torikumi/pdf/20170418_tpp_kaidan.pdf
- 内閣府 (2017b) 「石原大臣による記者会見の概要」、2017 年 4 月 18 日、http://www.cas.go.jp/jp/tpp/torikumi/pdf/20170418_tpp_kaidan.pdf

- 西川公也 (2017) 『TPP の真実』、開拓社
- 日本経済新聞 (2017) 「日米主導でアジア安定への道筋を」、2017年11月6日、<https://www.nikkei.com/article/DGXXZO23170580W7A101C1EA1000/>
- 信夫隆司 (2016) 「国際関係理論とは何か」、佐渡友哲・信夫隆司編『国際関係論 第2版』、弘文堂、121-130 ページ
- 野村総合研究所 (2015) 「経済学の潮流」、経済産業省『平成26年度総合調査研究』、2015年3月1日、http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2015fy/000336.pdf
- 林道郎・チャムリー, アリスター (2015) 「ニュージーランド政府、農林水産物の貿易などで成果を強調—TPP 大筋合意を歓迎—」、日本貿易振興機構、2015年10月13日、<https://www.jetro.go.jp/biznews/2015/10/0361f0456a20ba2a.html>
- 林道郎・カリスターベイカー, マックス (2017) 「「TPP11」の大筋合意を歓迎、農産品の輸出拡大に期待」、日本貿易振興機構、2017年11月20日、<https://www.jetro.go.jp/biznews/2017/11/0b36056c70dce16e.html>
- 平木忠義 (2015) 「TPP 大筋合意を「将来の繁栄の大きな礎」と歓迎」、日本貿易振興機構、2015年10月22日、<https://www.jetro.go.jp/biznews/2015/10/fbaf68dd2fbd5d71.html>
- 古城佳子 (2010) 「相互依存」、田中明彦・中西寛編『新・国際政治経済の基礎知識』、有斐閣ブックス、23-24 ページ
- 堀内博 (2005) 「地域統合—東アジア共同体構想—」(『日本大学大学院総合社会情報研究科紀要』第6号)、397-408 ページ
- 毎日新聞 (2017) 「日本、FTAに警戒感 米の主張と平行線」、2017年10月18日、<https://mainichi.jp/articles/20171018/ddm/008/020/108000c>
- 三宅康之 (2016) 「中国—FTA 政策の戦略性」、大矢根聡・大西裕編『FTA・TPP の政治学 貿易自由化と安全保障・社会保障』、有斐閣、97-122 ページ
- 村山裕三 (2010) 「日米経済紛争」、田中明彦・中西寛編、『新・国際政治経済の基礎知識』、有斐閣ブックス、169-171 ページ
- 藪恭平 (2016) 「【カナダ】 TPP が日加関係を変える」、日本貿易振興機構『ジェトロセンサー』2016年12月号、76-77 ページ
- 山澤逸平 (2012) 「APEC の新自由化プログラムと FTAAP」、山澤逸平・馬田啓一・国際貿易投資研究会編『通商政策の潮流と日本』、勁草書房、173-191 ページ
- 楊光洙 (2017) 「アメリカの TPP 協定離脱と日本の FTA 戦略」、長崎県立大学東アジア研究所『東アジア評論』第9号、1-10 ページ
- ロイター (2017a) 「トランプ新大統領は「保護主義」を突き進む」、2017年1月22日、<http://toyokeizai.net/articles/-/154824>
- ロイター (2017b) 「FTA、首脳会談で議論」、2017年11月17日、<https://www.jiji.com/jc/article?k=2017111700913&g=use>
- 渡邊頼純 (2012) 「WTO とアジア太平洋における経済統合」、山澤逸平・馬田啓一・国際貿易投

- 資研究会編、『通商政策の潮流と日本』、勁草書房、3-23 ページ
- 渡邊頼純（2013）「日本の通商戦略と TPP—地域主義のマルチ化を求めて—」、山澤逸平・馬田啓一・国際貿易投資研究会編『アジア太平洋の新通商秩序 TPP と東アジアの経済連携』、勁草書房、303-323 ページ
- 渡邊頼純（2014）「メガ FTAs の潮流と日本の対応」、石川幸一・馬田啓一・渡邊頼純編『TPP 交渉の論点と日本—国益をめぐる攻防—』、文真堂、3-18 ページ
- 渡邊頼純（2015）「日本の通商外交の系譜と TPP」、国際貿易投資研究所(『国際貿易と投資』100号、2015年、30-40 ページ)